

# 別海町議会会議録

第1号（平成24年3月8日）

## ○議事日程

- |       |        |                                 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                      |
| 日程第 2 |        | 議会運営委員会報告                       |
| 日程第 3 |        | 会期決定の件                          |
| 日程第 4 |        | 諸般の報告                           |
| 日程第 5 |        | 平成24年度行政執行方針及び提出議案の概要説明         |
| 日程第 6 |        | 平成24年度教育行政執行方針                  |
| 日程第 7 | 議案第19号 | 別海町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第41号 | 和解及び損害賠償額の決定について                |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 平成23年度別海町一般会計補正予算（第5号）          |
| 日程第10 | 議案第13号 | 平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）    |
| 日程第11 | 議案第14号 | 平成23年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）     |
| 日程第12 | 議案第15号 | 平成23年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）  |
| 日程第13 | 議案第16号 | 平成23年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）      |
| 日程第14 | 議案第17号 | 平成23年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）   |
| 日程第15 | 議案第18号 | 平成23年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）        |
| 日程第16 | 議案第39号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について        |

## ○会議に付した事件

- |       |        |                                 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名                      |
| 日程第 2 |        | 議会運営委員会報告                       |
| 日程第 3 |        | 会期決定の件                          |
| 日程第 4 |        | 諸般の報告                           |
| 日程第 5 |        | 平成24年度行政執行方針及び提出議案の概要説明         |
| 日程第 6 |        | 平成24年度教育行政執行方針                  |
| 日程第 7 | 議案第19号 | 別海町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定について |
| 日程第 8 | 議案第41号 | 和解及び損害賠償額の決定について                |
| 日程第 9 | 議案第12号 | 平成23年度別海町一般会計補正予算（第5号）          |

- 日程第10 議案第13号 平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第14号 平成23年度別海町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第15号 平成23年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第16号 平成23年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第17号 平成23年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第18号 平成23年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

○出席議員（18名）

1番	木 嶋 悦 寛	2番	松 壽 孝 雄
3番	森 本 一 夫	4番	今 西 和 雄
5番	西 原 浩	6番	杳 澤 昌 廣
7番	小 林 敏 之	8番	安 部 政 博
9番	瀧 川 榮 子	10番	山 田 信
11番	丹 羽 勝 夫	12番	松 原 政 勝
13番	戸 田 博 義	14番	戸 田 憲 悦
15番	中 村 忠 士	16番	佐 藤 初 雄
副議長	17番 安 田 輝 男	議長	18番 渡 邊 政 吉

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	磯 田 俊 夫
教 育 長	山 口 長 伸	代表監査委員	鈴 木 英 世
監 査 委 員	下川原 洋	教 育 委 員 長	大 塚 保 男
選 管 委 員 長	高 崎 好 藏	農 業 委 員 会 会 長	松 田 寅 義
総 務 部 長	小 守 正	福 祉 部 長	田 村 秀 男
産 業 振 興 部 長	土 井 一 典	建 設 水 道 部 長	根 本 幸 三
教 育 部 長	大 島 登	監 査 委 員 事 務 局 長	半 田 雅 代
農 委 事 務 局 長	森 本 哲 男	病 院 事 務 長	真 籠 毅
会 計 管 理 者	上 月 昭 彦	総 務 部 次 長	有 田 博 喜
福 祉 部 次 長	松 本 光 永	福 祉 部 次 長	齋 藤 英 彦
福 祉 部 次 長	松 壽 和 広	産 業 振 興 部 次 長	笠 原 悦 雄
建 設 水 道 部 次 長	天 田 豊	総 務 課 長	宮 部 正 好
総 合 政 策 課 長	有 田 博 喜	財 政 課 長	竹 中 仁
総 務 課 参 事	佐 藤 則 夫	税 務 課 長	田 保 圭 乙
福 祉 課 長	佐 藤 英 敏	福 祉 課 参 事	清 水 純 夫
町 民 課 長	齋 藤 英 彦	特 養 建 設 準 備 室 長	松 本 光 永



---

◎議長あいさつ

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

平成24年第1回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には年度末を控え、公私何かと御多忙のところ御出席をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、国における震災復興や原発事故に対する対応、さらには予算に関する法案の先行きも不透明な状況で、政治の混乱による閉塞感が広がっております。また、地方分権や地域主権改革の推進、少子高齢化の進展や国の制度改正などの変革により、地方行政を取り巻く情勢が大きく変化している中で、迎える平成24年度も大変難しい行財政運営となることが予想され、克服すべき多くの課題を抱えております。

このような中、私どもは、議会の機能を十分に発揮するとともに、地方自治体を取り巻く環境の変化に対応できるよう研さんを重ね、職務に邁進しなければなりません。

本定例会は、そうした状況の中で、平成24年度当初予算、条例の制定や改廃など、町民生活に重大な関連がある案件について慎重に審議しなければならない重要な議会であります。したがって、会期も長い日程を予定しておりますが、議員各位の綿密周到な御審議により、適性にして妥当な議決に至りますよう念願するものでございます。

早春とは申しながら、まだまだ寒さも残っております。各位には十分御自愛の上、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願いを申し上げ、開会のごあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

◎開会宣告

○議長（渡邊政吉君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影を許可しておりますので、申し上げておきます。

ただいまから、平成24年第1回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は、18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

12番松原政勝議員、13番戸田博義議員、14番戸田憲悦議員、以上3名を指名いたします。

---

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 議会運営委員長から、委員会の協議概要について報告がございました。

なお、本件は報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（戸田博義君） 2月27日と3月5日の2回にわたって開催いたしました議会運営委員会で、本定例会に係る運営について協議いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

本定例会に町長から提出されております案件は、全部で39件であります。提出された議案は、平成24年度各会計予算8件、平成23年度各会計補正予算7件、条例の制定が2件、条例の一部改正が14件、条例の廃止が2件、組合規約の変更が1件、公の施設に係る指定管理者の指定が1件、辺地の総合整備計画の変更が1件、町道の認定廃止1件、和解及び損害賠償額の決定が1件、管内公平委員の選任が1件であります。

これら提出案件のうち、議案第4号から議案第11号までの平成24年度各会計予算8件を除く31件については、委員会の付託を省略し、本会議において質疑、討論、採決すべきものといたしました。

委員会に付託する平成24年度各会計予算については、全議員で構成する平成24年度別海町各会計予算審査特別委員会を設置して審査すべきものと決定いたしました。

委員長には佐藤議員、副委員長には西原議員を候補者として選任いたしました。

なお、正副委員長の互選については、議長指名により行いますので御了承願います。

次に、会期及び議事日程であります。

本定例会の会期は、3月8日から3月16日までの9日間とし、1日目には、最初に町長及び教育長の行政執行方針の説明を行います。その後、町長提出議案のうち先議の申し出がありました議案第12号から議案第18号までの平成23年度各会計補正予算7件と議案第19号、39号及び41号の3件、合わせて10件についての内容説明、質疑を行い、討論、採決を行います。

2日目には、町長提出議案の残り29件について、内容説明と質疑を行うことにいたしました。

5日目、12日は一般質問を行います。予算審査の中で一般質問と同様の質疑も予想されることから、予算審査の前に行うこととしています。

なお、3月10日と11日は休日休会で、13日から15日までの3日間は、議案調査及び議案審査のため休会とし、13日は各常任委員会、14日と15日の2日間は予算審査特別委員会を行います。

また、最終日の16日には、特別委員会に付託した議案の採決、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員及び委員会提出案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行うことと決定いたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、中村議員、西原議員、瀧川議員の3名であります。質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき、通告順に行うことといたしました。

次に、請願、陳情等についてであります。

受理いたしました要請、陳情等は、お手元に配付したとおりであります。提出された要請書等の写しは議員控え室で閲覧できますので、賛同される議員は議員発議により提出願います。

次に、議員、委員会提出案件であります。

現在、予定されている議員提出案件は2件であります。一つ目は、再生可能エネルギー等の導入推進を求める意見書を丹羽議員から、二つ目が、子ども・子育て新システムによ

る保育制度改革に関する意見書を西原議員から、それぞれ提出されます。

また、委員会提出案件は、1件が予定されています。鳥獣被害防止対策の充実・強化に関する意見書を小林産業建設常任委員長から提出されます。いずれも最終日に提案されることとなっております。

なお、会期及び議事日程の中でも申し上げましたが、本定例会におきましても各常任委員会開催のため休会日を1日設けております。各常任委員会での議案調査や所管事務調査に当たって、討議の時間を十分確保できるよう配慮したものですので、委員会の運営等につきましても委員長を初め議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

また、いわゆる反問権についてですが、反問権制度は、議員の質問に対して論点・争点を明確にするためのものであり、質問、回答事項を十分に精査し、より質の高い議論を展開することが期待されているものであります。このことにつきましても、町長を初め執行機関及び議員各位には趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議いたしました内容についての報告を終わります。

---

### ◎日程第3 会期決定の件

○議長（渡邊政吉君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月16日までの9日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月16日までの9日間に決定いたしました。

---

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（渡邊政吉君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

---

### ◎日程第5 平成24年度行政執行方針及び提出議案の概要説明

○議長（渡邊政吉君） 日程第5 町長から平成24年度行政執行方針及び提出案件の概要について説明があります。

町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

平成24年第1回の別海町議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、本年第1回の定例会を招集いたしましたところ、年度末を控え御多忙中の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

振り返りますと、ことしの冬は例年になくマイナス20度を超える厳しい寒さが続いておりましたが、この弥生3月を迎え、やっと暖かい日差しが感じられるようになってまいりました。

しかしながら、昨日と一昨日の降雪によりまして、除雪経費につきましても、補正をさせていただきます3,000万円の予算が残り1,000万円を切った状況となっております。今後の除雪につきましても予備費等での対応も必要となることを御報告を申し上げ

げます。

さて、本定例会は、本日から16日までの会期ということでございますが、議員各位には平成24年度の各会計予算案を初め、重要諸案件39件の御審議をお願いすることになります。特に、平成24年度の各会計予算につきましては、現在の国の財政と同様、本町におきましても依然として厳しい財政状況が続きますが、町民の皆様方のニーズをしっかりと受けとめ、第6次総合計画のこれまでの歩みを減速させることなく、地域振興や福祉行政など各種政策の充実を図り、「ともにつくるべつかい創造プラン」を堅実に推進しながら、「笑顔あふれる豊かさ実感のまちべつかい」を目指して、通年予算として編成に当たったところでございますが、慎重なる御審議の上、どうか全会一致で御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

なお、平成23年度の補正予算につきましては、年度末を控え、残された短い期間での予算執行となりますので、ぜひ先議を賜りますようお願いを申し上げまして、定例会開会に当たってのあいさつとさせていただきます。

次に、平成24年度の行政執行方針並びに提出案件の概要を説明申し上げます。

平成24年度別海町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行に対する所信を申し上げます。

私が平成19年5月、多くの町民の皆様から支持を受け町政のかじ取りを託されて以来、マニフェストに掲げた政策の実現を目指し、まちづくりに取り組んでまいりましたが、この平成24年5月で2期6年目を迎えようとしています。改めて、議員並びに町民の皆様から賜りました多くの御理解と御協力に心から感謝を申し上げます。

この間、私は、町民の皆様と一緒に自立のまちづくりを進めたいという思いを胸に、町民の皆様方の声に耳を傾け、私自身が町民感覚を失わないよう常に心がけ町政の執行に当たってまいりました。そして、多くの町民の皆様方からの御協力を賜りながら、第6次総合計画の策定やまちづくりの最高規範としての自治基本条例の制定などに取り組んでまいりました。

また、懸案でありました町立別海病院の建てかえにつきましても、地域懇談会を開催しながら改築に取り組んでまいりましたが、外構工事や医療機器の整備を行い、秋のオープンに向けた準備を進めております。しかしながら、町内には老朽化している特別養護老人ホームの改築を初め、中央公民館、学校、施設の建てかえなど、直面する課題はなお山積をいたしております。

このようなことから、自立の道を歩むための財政構造の構築を視野に入れながら、町民の皆様方の声を反映した行政の推進に努め、質の高いサービスを提供するため、職員とともに全力で取り組んでまいります。

また、平成21年度からスタートした第6次別海町総合計画では、実施計画期間を3年間として策定し、毎年見直しを行うローリング方式により計画を推進しておりますが、平成24年度は第4次目の実施計画の策定により事業展開を図っていくこととなります。

また、第4次実施計画の事業展開にあわせ、平成23年度から施行した別海町自治基本条例をもとに、町民の皆様方の意見や発想を取り入れた行政の推進を図るため、協働のまちづくり指針の策定に取り組みます。

そして今後も情報共有の原則と町民参加と協働の原則を基本原則として、引き続き町民の皆様と行政がともに力を合わせ、それぞれの役割と責任を持って協働し、第6次別海町総合計画のメインテーマに掲げております「笑顔あふれる豊かさ実感のまちべつかい」の

実現に取り組んでまいります。

次に、平成24年度の主な施策の推進について申し上げます。

一つ目は、活力ある産業のまちについてでございます。

まず、酪農・畜産業の振興であります。

平成24年度における酪農・畜産政策は、現行水準が維持され、生産団体の生乳生産計画も増産方針が決められるなど生産基盤が堅持されたものと考えますが、環太平洋経済連携協定（TPP）のいかんによっては、日本の第一次産業は大きな影響をこうむることになります。とりわけ、酪農専業地帯の本町への影響は計り知れないものがあります。

今やるべきことは、TPP参加交渉ではなく、多くの若者が希望を持って農林漁業に従事できる政策を推進し、食料の安全・安心な供給体制を守ることが先決であります。

私は、町内の基幹産業に壊滅的影響を及ぼすTPPへの参加には断固反対の立場であり、今後も町民の皆様、そして関係団体とともに反対への動きを強め、交渉経過と政府の対応を引き続き注視をしてまいります。そして、全国一の酪農の町として国民の食料を確保し、供給責任を果たすためにも、農業団体と連携して、農業者が意欲的に営農できるよう、国、道など関係機関等に施策・政策実現のための積極的な要望・要請を行ってまいります。

また、担い手の確保は重要課題の一つであり、とりわけ多額の資金を必要とする新規就農に対しましては、酪農研修牧場と就農初期経営を支援する制度を強化するとともに、農業団体を含めた別海町担い手総合支援協議会の意見を参考としながら、後継者対策支援を含めた総合的な担い手対策に引き続き力を注いでまいります。

このほか、酪農・畜産業に希望と意欲を持って取り組むことができるよう、施設、草地更新などの生産基盤整備事業及び農村環境整備事業等の確保・推進はもとより、ヘルパー、コントラクター、TMRセンターなどの支援組織の強化を行うとともに、利用者へのサービス向上と迅速な対応が図られるよう支援機能を充実させてまいります。

次に、林業の振興であります。

森林法の一部改正に伴い、本町の今後10年の施業方法を定めた森林整備計画の見直しを行いました。今後、この森林整備計画に基づき森林施業を推進するとともに、森林の土地利用の基本的方向として、地域における最大の生産と福祉の向上をもたらす土地、水、森の3資源の公共性を十分に認識し、地域住民のニーズを考慮しながら合理的な利用を図ってまいります。

なお、本町の東部地区につきましては、大半が防霧・魚つき保安林となっており、地域的特徴を生かし自然環境の保全等を考慮した整備を行い、森林機能の充実を図ってまいります。

中部・西部地区は、カラマツを中心とする防風保安林が整備されておりますが、住民の生活安全向上と産業発展に寄与するよう適正に維持管理を行うとともに、製材に適さない間伐材等を利用した家畜敷料などの普及に努め、有効活用を図ってまいります。

特に、中部地区にあるふるさとの森は、森林空間の相互利用により、地域住民に安らぎを与え、心を豊かにすることが期待されており、森林の持つ機能の維持向上を図りながら、その特性を生かしたレクリエーション等、保健休養や教育文化活動の場として活用してまいります。

また、近年、河川環境に対する町民の意識が高まり、漁協女性部を初め各種団体が河川周辺の植樹運動に取り組んでおりますが、なお一層の森林整備及び河川環境の保全に努め

てまいります。

次に、水産業の振興であります。

本町では、「つくり育てる漁業」に取り組んでまいりましたが、沿岸海域の特性に応じた漁業管理と良好な漁場環境の保全・整備など、資源管理型漁業を推進することが本町漁業発展の原動力であり、今後も秋サケやホタテ貝などの地域ブランド化や地場水産物の販路拡大・魚食普及とあわせて取り組んでまいります。

また、国民の関心が高まっている食の安全・安心に対応し、水揚げされた水産物の付加価値向上や鮮度保持による価格の維持・安定を図ることも重要であり、H A C C P の概念に基づいた衛生管理型漁港づくりなど、消費者に信頼・支持される水産物の供給を図り、水産物の品質管理の向上に努めてまいります。

観光振興についてであります。

本町を訪れる観光客は、長引く経済の低迷と震災や原発事故の影響による旅行控えなどから減少しており、地域の観光消費や観光産業に関連する雇用など、地域経済にも大きな影響があります。そのため、観光消費額の増加が期待できる長期滞在の掘り起こしや観光客の旅行目的、人数の変化などに対応した誘客 P R 活動を展開し、地域観光資源の発掘、活用のほか、地域との連携による観光地づくりや、また来てみたいと感じてもらえる観光地づくりを目指して、広域的な取り組みを推進してまいります。

また、道の駅おだいとうは、夏場を中心に多くの利用客でにぎわっておりますので、地域の特産品など、新たな観光拠点づくりに努めてまいります。

このほか、本年7月、本町において開催予定の「新・ご当地グルメグランプリ北海道2012 in 別海」を支援いたします。

商工業の振興でございます。

商工業については、震災以前からの景気低迷により、依然として厳しい経済環境下にあり、町内の消費も一部持ち直しの傾向があるものの、先行き不透明な経済状況が続いております。

このような状況から、地域の中小企業と地域経済の活性化及び雇用の促進を図る事業者を支援するため、利子補給や保証料補助などを継続するとともに、雇用や地域経済の活性化のための補助制度のほか、起業家支援なども引き続き実施することといたします。

また、中小企業振興基本条例に規定されている基本方針に基づく指針を早期に策定し、各種施策による地域経済の振興に努めてまいります。

次に、季節労働者対策であります。

根室管内4町通年雇用促進協議会では、建設機械の技能講習やホームヘルパー2級講座取得支援などを行っておりますが、一人でも多くの労働者の通年雇用化の実現に向けて、同協議会と連携し労働者の通年雇用化を支援促進します。

また、季節労働者の生活の安定のため、冬期就労機会の確保に取り組んでいる町独自の施策としての冬期失業対策除雪作業についても引き続き実施してまいります。

二つ目、自然と共生するまちについてであります。

まず、環境・エネルギー先進自治体の形成であります。

町独自の施策としての太陽光発電への設置助成やバイオガスプラントでの家畜ふん尿などの有効活用によるエネルギー生成など、省エネルギーの推進と新エネルギーの活用の両輪を、引き続き環境や温暖化対策として積極的に取り組んでまいります。

また、国営環境保全型かんがい排水事業につきましては、平成24年度から既成の地区

に加え、別海北部地区が新規採択される予定であり、基幹産業の酪農と漁業が共存できる環境づくりのために、引き続き事業の推進に取り組んでまいります。

次に、ごみ処理等循環型社会の形成であります。

廃棄物の3R、リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）を推進し、ごみの減量化と資源の有効活用を図り、循環型社会の形成に努めてまいります。また、ごみ処理場やし尿処理場の延命化に向けた設備補修を計画的に実施し、町民の皆様方の生活環境の向上に努めます。

次に、公園の整備と緑化の推進であります。

町民の皆様方の憩いと安らぎの場、健康づくりや交流の場、子どもたちの遊び場としての公園を充実させるため、憩いの森公園等における遊具の補修や新設に取り組めます。また、自然と共生するまちを目指し、本年度も快適な環境づくりに向け、花のあるまちづくりを推進してまいります。

三つ目は、健やかに暮らせる福祉のまちについてであります。

まず、健康づくりの推進であります。

健康で元気に暮らせることは、すべての町民皆様の願いであります。医療費の大半を占める生活習慣病の原因となる生活習慣の改善のための特定健診、若者健診、高校生健診及び死亡原因の1位を占めるがんの早期発見に向けた各種がん検診を実施し、医療費を削減する効果的な保健指導を推進してまいります。

また、生活習慣病に注目した特定健診が定着しつつありますが、5年目を迎え受診率が低下傾向にありますので、未受診者への受診勧奨に努め、町内医療機関と連携し、受診しやすい環境づくりと町民の健康管理意識の高揚や予防への取り組みをさらに推進してまいります。

次に、医療体制の充実であります。

健康づくりの推進とともに、地域医療の確保は重要な課題であります。特に、重症救急患者等へのドクターヘリの対応につきましては、年間40件前後の救急患者を搬送するため出動しており、今後とも安定した運行体制の確保に努めてまいります。

さて、町民の皆様が待ち望んでいた新病院が、いよいよことしの秋に開設をいたしますが、病院理念であります「地域の病院として、心のこもった医療で、町民の皆様を支援します」を念頭に置き、皆さんが安心して診療が受けられるよう、医療スタッフが一丸となって病院運営に取り組んでまいります。

全国的に医師及び医療スタッフ不足が続いておりますが、奨学金・再任用制度の活用や各医師確保推進機関等との連携を積極的に進め、安定的な人材確保に努めるとともに、長年にわたり御支援をいただいております札幌医科大学との連携をさらに深め、地域医療の充実を図ってまいります。

また、町民の皆様が健康で安心して暮らし続けるために、安定した地域医療の確保はもっとも重要であり、近隣市町の医療機関や拠点病院との広域連携、患者搬送体制の強化を図るとともに、本町の医療・保健・福祉が連携した予防医療の推進に努めます。

このほか、町民の皆様と医療及び行政との協働による地域医療のあり方や、病院が身近に感じられる仕組みづくりの構築を、医療サポート隊との連携により推進してまいります。さらには、札幌医科大学との教育連携事業により、長年にわたり成果を上げてきた医大学生の地域密着型チーム医療実習や、町民を対象とした医療フェア、公開講座の開催など、多面的な地域医療連携事業を推進してまいります。

次に、子育て支援の充実であります。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力であります。すべての子どもが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるよう、地域全体で取り組むことが必要です。

このような考えのもと、昨年末に完成した中春別へき地保育園の外構工事を実施し、施設全体の供用を開始します。また、平成24年度には上春別へき地保育園の改築を行い、地域の人たちとの交流を通じながら、子どもたちをはぐくむための地域交流室を併設しながら、一層の子育て支援に努めてまいります。

少子化対策につきましては、不妊に悩む方々への支援として、特定不妊治療費助成事業の実施と、健康で安全な妊娠、出産を迎えることができる支援策として、母子保健法に基づく妊婦一般健康診査健診費用の14回分の無料化を引き続き実施してまいります。

このほか、新病院において、受診後の母子健康手帳の交付、妊婦相談及び保健指導等、利便性の向上、母子保健の充実に取り組んでまいります。

発達支援対策といたしましては、5歳児における相談・発達支援対策の実施が必要と考え、臨床心理士による軽度発達障害等の判断を的確に行い、就学に向けて保護者や園、学校等への適切な助言、指導に取り組んでまいります。

障がい者支援施策の充実であります。

平成24年度から障がいのある方々にかかわる施策の基本方向を示す新たな別海町障がい者計画（第2期）と生活支援施策の実施計画として、別海町第3期障がい者福祉計画がスタートいたします。これらの計画のもと、障がいのある人もない人も一体となって、一人一人の人格と個性を尊重する「共生のまち・別海」の実現に取り組んでまいります。

また、地元NPO法人による共生型小規模福祉施設に対しましては、事業の目的・趣旨であります、障がいのある方々とのふれあいの場を提供する交流の拠点施設として有効利用されるよう支援してまいります。

次に、高齢者施策の充実についてであります。

平成24年度からスタートする別海町高齢者福祉計画及び第5期介護保険事業計画では、要支援・要介護状態にならないよう、介護予防として運動教室などで指導者の育成を図りながら、各地域での取り組みを推進してまいります。

また、住民ニーズ調査では、要介護状態になった場合でも多くの方々が可能な限り在宅での介護を希望されており、地域包括ケアシステムの構築を目指して取り組むとともに、地域の包括支援センターの運営につきましても、さらに多くの町民の方々に満足していただけるサービスの提供に取り組んでまいります。

特別養護老人ホーム建てかえについては、地元の社会福祉法人「べっかい柏の実会」との協議を整えてまいります。

なお、施設建設に当たっては2カ年での計画としておりましたが、道の補助制度の関係もあることから、単年度実施の方向で社会福祉法人との協議を進めてまいります。

次に、社会保障の充実であります。

本町の国民健康保険特別会計は、平成24年度におきましても、長引く景気の低迷や所得の減少等により厳しい財政状況が見込まれますが、地域経済を初めとした社会情勢や財政運営の都道府県単位化や医療保険制度の動向などを踏まえ、国保関係の健全運営に取り組んでまいります。

四つ目ですが、人を育てる学びのまちについてでございます。

こちらについては、後ほど、教育長から教育行政執行方針により詳細な説明があります

ので、私からは基本的な考えを申し上げます。

まず、社会教育の推進であります。

あらゆる世代のだれもがいつでも学べる社会教育の環境づくりを推進するため、生涯学習センター（仮称）建設に向けた具体的な取り組みを進めるとともに、図書館や郷土資料館の施設の充実に努めてまいります。

次に、学校教育の充実であります。

生きる力を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりに向けた取り組みを推進し、平成24年度は中学校の新教育課程に基づく取り組みや中春別中学校校舎・屋体改築の実施設計、小中学校の英語助手の継続配置などにより、教育環境の向上に努めてまいります。

次に、地域文化の振興であります。

文化の継承と町民の皆様方が主体となった文化活動を推進するとともに、貴重な文化財の保存に向け、ヤチカンバ群生地への保護や史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画の策定に取り組んでまいります。

次に、スポーツの振興であります。

町民の皆様が、それぞれの体力や年齢に応じたスポーツ活動により健康の維持・増進が図られるよう、老朽化した施設の改修に向けた検討を進め、今後とも生涯スポーツ活動の場と機会の充実に努めてまいります。

五つ目、快適で安全なまちについてであります。

まず、住宅の整備であります。

老朽化による公営住宅の建てかえを推進しておりますが、西春別駅前団地公営住宅につきましては、平成24年度も2棟7戸の建てかえを実施いたします。また、既存の公営住宅の延命化によるコスト削減を図るため、国の交付金事業を活用しながら、補修・修繕に向けた長寿命化計画の策定に着手いたします。

次に、道路・交通網の整備であります。

近年の公共事業費の縮減は、国の施策・制度を最大限に活用した道路整備を実施している本町にとっても多大な影響を受けておりますが、道路整備はまだ十分とは言えないことから、平成24年度も町単独事業として臨時町道整備事業を継続して実施いたします。

なお、今後の国などの動向にもよりますが、将来の財政的負担を踏まえ、真に必要な道路を見きわめながら効率的に整備を進めてまいります。

また、橋梁の長寿命化修繕計画につきましては、点検作業が終了いたしましたので、平成24年度は補修・補強等の年次計画を策定し、延命化とコスト削減に努めます。

次に、水道の整備であります。

安全で安心な水道水を安定供給するため、水質の管理には万全を期しておりますが、さらなる企業経営の効率化と安定化に向けて取り組むとともに、水道施設の老朽化対策として、今後も国営事業なども活用して継続的な改修と長期改修計画による効率的な整備と長寿命化を図ってまいります。

次に、下水道処理施設の整備であります。

老朽化した終末処理場の整備や機器等の修繕、更新事業を計画的に推進し、維持管理費の削減を図るとともに、適性管理による安定した汚水処理の保持に努めてまいります。

また、合併処理浄化槽設置事業につきましても、設置希望者の要望にこたえながら事業

の推進を図り、今後とも公衆衛生の向上と快適な生活環境の確保に向け、全町的な水洗化に取り組んでまいります。

次に、防災対策の推進であります。

東日本大震災の発生から1年が経過し、全国的にも防災施策に対する見直しや強化が進められている中で、本町においても北方四島、納沙布から東北地方に存在する日本海溝、千島海溝による海溝型地震の災害発生リスクが懸念される地域でもあり、さらなる防災力の向上に努めてまいります。

なお、ハード面では、既存の潮位観測計に加え、尾岱沼漁港と別海漁港内に設置した防災用監視カメラの運用と国や道の防災関連システムとあわせて活用することで、災害時には迅速かつ的確な情報収集、対応が可能となっております。

また、ソフト面では、本町との友好都市3市1町の地理的メリットを生かした災害時応援協定を締結するなど、震災を踏まえた広域連携的な防災対策も推進しております。

このほか、高潮や津波による災害への備えとして、防災センターの整備、そして非常食等の備蓄を進めておりますが、引き続き非常食、飲料水、生活必需品等の充実を図ってまいります。

別海町地域防災計画につきましては、国の防災基本計画の見直しのほか、北海道地域防災計画の修正案や津波浸水予測図の改定内容を踏まえ、関係法令等との整合性を図りながら、必要な改訂作業に取り組んでまいります。

防災訓練につきましては、例年それぞれの地域の自主防災組織や自治会ごとに実施しておりますが、平成24年度は道東エリアでの総合防災訓練も計画されておりますので、町内全域を対象とした防災訓練への参加を検討するとともに、関係機関を初め自主防災組織や消防団との連携強化を図り、災害対応力の向上と災害に強いまちづくりを推進してまいります。

本町の海岸線は、自然災害等により浸食が進み、防風波浪・高潮等により番屋の床下浸水、漁網・漁具の流失、さらには生活道路等の被害も発生し、漁業活動に支障を来しております。また、漁場環境等の変化から、根づけ資源の生息環境や自然環境にも重大な影響が懸念されていることから、早急な海岸保全対策について、引き続き国・道など関係機関に要請をしております。

六つ目の参画と協働でつくるまちについてであります。

まず、住民参画のまちづくりであります。

まちづくりには、町民の皆様と行政が地域社会における課題解決に向けて、それぞれの役割と責任を持って協働することが大切であり、今後においても各種委員の一般公募やパブリックコメントの実施など、町民の皆様方の政策形成過程への参画と広報紙や町ホームページの充実、活用など、広報・広聴活動の一層の充実を図りながら、参画・協働に向けた町民の皆様方との行政情報の共有に努めてまいります。

次に、北方領土対策の推進であります。

我が国固有の領土である北方領土が、ロシアに不法占拠されてから67年が経過しようとしている現在、領土問題は未解決のまま具体的な進展が見られませんが、ビザなし交流は21年目を迎え、平成24年度からは定員84名、総トン数1,150トンの新造船（えとぴりか号）により実施されることになりました。

この間、北方領土返還運動の先頭に立ってきた元島民の方々も高齢化が進んでおり、領土問題の早期解決に向けた交流の拡大を期待しております。

また、北方展望塔は一昨年に改修工事が行われ、昨年4月からは道の駅おだいとうとしてオープンいたしました。今後もさらなる観光客の集客を図りながら、北方領土返還運動の拠点として啓発に努めてまいります。

次に、時代に対応した自治体経営の推進であります。

自主財源であります町税の大きな伸びは見込まれない状況にあつて、依存度の大きい地方交付税についても、全国的にはほぼ前年並の水準を維持しておりますが、算定内容の変更なども予想され、本町へのプラス要素は期待できない状況にあります。

また、一括交付金の市町村への適用が見送られる中、国の公共事業費縮減に連動して、社会資本整備などに係る補助金等が減額となっていることから、町の道路事業や町営住宅建設事業の進捗率に対する影響なども懸念されるところでございます。

このようなことから、補助金等の確保に当たりましては、道や町村会などを通じて国への要請活動を継続していきませんが、このほかにも教育関係施設など重要施設の整備や町政全般にわたるハード・ソフト事業の充実を図り、町民の皆さんが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていかなければなりません。そのためには、これまでも増して無駄の排除を徹底し、行政コストの縮減に努めながら財政の健全化を推進し、第6次別海町総合計画についても事業内容の精査を含めた検証を絶えず行いながら、より効率的な予算執行に努めてまいります。

そして、これら町政運営の根幹であり、貴重な自主財源となります町税の収入確保につきましては、納期内自主納付に御協力いただけるよう啓蒙活動を継続していくとともに、滞納税の縮減に向けた取り組みとして、税負担の公平・公正の観点から、滞納整理機構ともしっかりと連携し、適切かつ厳正な徴収事務を執行してまいります。

入札制度につきましては、公共事業の入札及び契約の適正化促進を図りつつ、あらゆる公共調達に適性に執行されるよう、これまで種々の改善を行ってまいりました。今後も、内訳書提出入札の本格実施や予定価格公表方法のあり方などについて、さらに必要な改善を行うことで公共工事の品質確保や公契約のより適性な執行を図ってまいります。

このほか、消費者安全法の施行により、消費生活相談の業務が市町村に義務化されたことに伴い、根室管内1市4町において消費生活相談業務の広域相談体制を確立し、地域住民の消費生活相談を円滑に進めてまいります。

むすびになりますが、平成24年度の主な施策等について御説明申し上げましたが、この一つ一つが町民の皆様方の日々の生活を支え、優しさを感じられるまちにつながることを望んでいるものでございます。

時代は今、日々刻々と変化する社会情勢の中で、行政に求められる役割もますます複雑化するとともに多種多様化してきております。そのような状況の中で、先人たちが苦勞に耐えながら築かれた産業、歴史、文化、広大で豊かな自然に新たな英知を加え、住んでよかった、住み続けたい、そして次世代に誇れる元気な町に成長させていくことが私たちに課せられた使命であります。

平成24年度は、第6次別海町総合計画がスタートして4年目となりますが、将来像であります「笑顔あふれる豊かさ実感のまちべつかい」を目指して、町民の皆様方の幸せと将来の町の姿に夢を抱きながら、自立の道を歩むために持続可能な財政構造の構築を視野に入れ、積極的に、そして着実に協働のまちづくりを推進してまいります。

町民の皆様を初め、議員各位の御理解と御協力を心からお願いを申し上げ、平成24年度の行政執行方針といたします。

次に、本定例会に提出させていただきました議案の概要について説明を申し上げます。

このたび提出させていただきました議案は、昨年5月に交付されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法に関連する条例改正等の議案と同意案件2件を含む全部で39件でございます。

まず、議案第4号から議案第11号までの8件につきましては、平成24年度の各会計の当初予算でございます。一般会計では147億9,500万円で、企業会計を含めた予算総額は236億4,622万円となっております。

議案第12号から議案第18号の7件につきましては、病院事業会計を除く平成23年度の各会計補正予算でございます。このたびの補正につきましては、事業の精査や執行残の減額等を行うのが主なものでございます。補正後の予算額は、一般会計予算において146億5,240万円、企業会計を含めた予算総額は補正前と比較して3億6,311万円減の233億5,032万円となっております。

議案第19号は、別海町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定についてでございます。この条例は、昨年4月に改正された防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の改正により、調整交付金のソフト事業への充当や基金造成による次年度以降の事業への充当が可能となったことから、交付金の一部を積み立てして翌年度以降に事業が実施できるよう、新たに基金条例を設置するものでございます。

議案第20号は、別海町水道事業及び町立別海病院事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例の制定についてでございます。本条例は、地域主権改革一括法において、地方公営企業法における利益の処分に伴う減債積立金等の積み立て義務が廃止されたことなどにより、剰余金の処分及び欠損の処理について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

議案第21号の別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等の一部改正につきましては、平成23年度の人事院勧告に基づき、給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は2分の1を減額し、平成25年度に廃止するとともに、これらの財源をもとに平成18年度から平成21年度までの給与構造改革期間中に抑制されてきた昇給号俸を回復するための所要の改正を行うものでございます。

議案第22号の別海町土地対策委員会設置条例の一部改正につきましては、本条例中の委員の1人として土地開発公社からの委員が定められておりましたが、土地開発公社は平成19年に解散していることから、このたび、この土地開発公社の文言を削除するものでございます。

議案第23号は、別海町町税条例の一部改正についてでございます。このたびの条例改正につきましては、三つの法律改正等に伴い条例の改正を行うもので、1点目は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の制定に伴う退職所得に係る個人町民税の6%税率控除の廃止と道のたばこ税の一部が町に移譲されることによる条例改正のほか、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の改正に伴い、個人町民税の均等割が現行3,000円から3,500円に引き上げるための所要の改正。3点目は、地方税法の一部改正する法律の改正に伴い、条文の整理を行うものでございます。

議案第24号の別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例

の一部改正及び議案第25号の別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部改正でございますが、これらの条例改正につきましては、児童福祉法の一部改正により、障がい児支援施設の名称等が整理されたことに伴い、本町のそれぞれの条例の改正を行うものでございます。

議案第26号は、別海町障害者地域生活支援事業条例の一部改正でございます。本条例の改正につきましては、障害者自立支援法の改正に伴い、成年後見制度利用支援事業が市町村の地域生活支援事業の必須事業とされたことから、所要の改正を行うものでございます。

議案第27号は、別海町介護保険条例の一部改正でございます。本条例の改正につきましては、平成24年度からの基準保険料率を各段階ごとに改正するほか、介護保険法施行令附則の一部改正に伴い、保険料の軽減を図るため、一定の世帯における平成24年度から平成26年度までの保険料率の特例を設け、附則として追加しようとするものでございます。

議案第28号は、別海町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正でございます。この改正も地域主権改革一括法の交付に伴い、土地改良法の一部が改正され、本町の条例に定めている法律提供情報の変更を行うとすものでございます。

議案第29号は、別海町立公園条例の一部改正でございます。本条例の改正につきましては、新病院並びに共生型福祉施設建設に伴います町民憩いの森公園の区域、面積の変更を行い、小野沼公園並びに鉄道記念公園の区域、面積の変更とあわせて改正するものでございます。

議案第30号は、別海町道路占用料徴収条例の一部改正でございます。こちらの改正につきましては、道路法施行令の改正に伴い、北海道の道路占有料が改正されておりました、北海道の条例を準用しております本町の占用料金も、今回の引き下げにあわせて改正するものでございます。

議案第31号の別海町営住宅条例の一部改正と議案第32号の別海町地域振興住宅条例の一部改正でございますが、これらの議案も地域主権改革一括法の公布に伴う公営住宅法の改正により、入居者資格の同居親族要件が自治体の裁量にゆだねるよう廃止されたため、本町の条例に関連の規定等を追加しようとするものでございます。

議案第33号別海町公民館条例の一部改正と議案第34号の別海町図書館設置条例の一部改正につきましても、地域主権改革一括法の公布に伴う社会教育法並びに図書館法の改正により、公民館運営審議会と図書館協議会の各委員の委嘱に当たっての基準が削除され、条例での規定が必要なものであり、このたび所要の改正を行おうとするものでございます。

議案第35号別海町少年会館設置条例の廃止につきましては、築後39年を経過し老朽化が著しい少年会館について、昨年の近隣への中央児童館の建設もあり、本年3月31日をもって閉鎖するため条例を廃止するものでございます。

議案第36号は、町立別海病院建設基金条例の廃止についてでございます。本議案は、指定寄附金等を原資とした基金積立金のすべてを本年度完成の病院建設資金に充てることにより設置目的が達成されるため、条例を廃止するものでございます。

議案第37号の北海道市町村総合事務組合規約の変更につきましては、このたび本事務組合から共同処理する事務の加入団体の変更に伴い、協議の依頼があったことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号は、公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。本議案は、本町にある地域会館等28施設について、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間、地域の町内会等への指定管理をお願いするため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号は、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてでございますが、本議案は平成19年と平成21年に計画を策定しておりました美原辺地と中西別辺地の二つの辺地において、このたび整備計画の変更をいたしたく議会の議決を求めるものでございます。

議案第40号は、町道の路線認定及び廃止についてでございますが、このたび4路線の変更と新たな12路線の認定のほか、5路線について廃止をいたしたいとするものでございます。

議案第41号は、和解及び損害賠償額の決定についてでございます。本件については、去る2月3日、中標津町で発生した職員による交通事故の損害賠償について和解を成立させ、損害賠償額を決定するため議会の議決を求めるものでございます。

最後になりますが、同意第1号は人事案件でございます。根室町村等公平委員会委員の選任についてでございますが、委員のお一人が平成24年3月31日で任期満了となるため、再任いたしたく議会の同意を求めるものでございます。

以上、全部で38件の議案と同意案件1件を提出させていただきましたが、すべて本定例会において御決定を賜りますようお願いを申し上げます、議案の概要説明といたします。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊政吉君） それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時13分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

### ◎日程第6 平成24年度教育行政執行方針

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第6 教育長から平成24年度教育行政執行方針について説明があります。

教育長。

○教育長（山口長伸君） 平成24年第1回定例会の開会に当たり、別海町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し述べます。

まず、昨年3月11日に発生した東日本大震災により、私たちは人命のとうとさ、自然災害の恐ろしさ、危機管理の大切さなどさまざまな教訓を得ました。そうした未曾有の体験をした後、別海町がこれからの変化の時代の荒波を乗り越え、未来を切り開き、持続的に発展していくためには、優秀な人材を育成することが不可欠であります。

入植当時の先達は、まずは最低限度の衣食住の確保、そしてすぐに子供たちのために協働の力で学校建設をしたのです。

ふるさと別海町を愛し、地域の発展に貢献できる人材や私たちの体に脈々と受け継ぐ開拓精神に富む優秀な人づくり、言いかえれば教育は、別海町の活力や発展の基盤であります。

まず、教育行政執行の基本的な考え方を申し述べます。

我が国の教育改革は、教育基本法の改正を基本に国家の大事業として推進されております。別海町教育委員会といたしましても、教育基本法の教育の目的である人格の完成を教育行政の究極の目的としてまいります。そのための施策として、社会教育では、「町民一人一人が心豊かに生き甲斐のある充実した生活を営み、活力に満ちた地域社会を形成するため、子どもから高齢者まであらゆる世代の誰もが何時でも学べる社会教育の環境づくり」を推進します。

学校教育では、「次代の本町を担う人材の育成に向け、生きる力を重視した特色ある教育活動と信頼される学校づくりを進めながら、学校施設・設備の計画的な整備など幼・小・中が一体となった総合的な教育環境の向上に努めます。

本町のまちづくりは、社会教育、学校教育の両輪を運動させ、まずは人づくりから始めることが基本であるととらえております。

次に、こうした基本的な考え方のもと取り組んでまいります主な施策について申し上げます。

第1は、生涯学習の推進であります。

本町の生涯学習は36年前の昭和51年（1976年）に誕生し、当時としては先進的・画期的な教育行政の大変革でした。

生涯学習の目的は人づくりであります。そのために、生涯学習推進の根幹となる「育てよう、別海町の『学びの木』」の発達課題達成を目指して教育行政を推進してまいりました。その結果の具体例として、毎年1月7日に行われます別海町成人式において、青年らしいさわやかな態度で臨む新成人の様子は別海町の自慢であります。また、子供たちの健全な成長には、生活リズムの確立や基本的な生活習慣の育成が重要です。生活習慣改善スローガン「早寝、早起き、朝ごはん テレビを止めて外遊び」を掲げて推進しておりますが、テレビや携帯、インターネットなどメディアに多くの時間が奪われているのが現状です。平成24年度は、メディアコントロールを重点に施策を講じます。

さて、生涯学習の拠点となる仮称「生涯学習センター」の建設については、現在、職員による検討委員会を設置し、規模、設備、場所、財源等、基本的な構想を練っております。今後は広く町民の声を聞く等、基本構想の具体化に向けた取り組みを推進してまいります。

図書館の活動として、乳幼児から図書に親しむブックスタートを開始いたします。この事業は福祉部と連携し、6カ月健診時に保護者とともに本に親しむ運動です。また、学校では、保護者やボランティアによる読み聞かせ活動が広まりを見せており、全校に広がるよう取り組んでまいります。

今後も生涯学習推進のための実践研究機関である別海町生涯教育研究所との連携を深め、「育てよう、別海町の『学びの木』」の発達課題を確認しながら生涯学習の推進に努めてまいります。

第2は、学校教育の充実であります。

文部科学省で5年連続実施した全国学力・学習状況調査の結果、全国的に見て北海道は低位にあり、北海道教育委員会では平成26年度までに全国平均以上にする施策を発表しました。本町の学校では、平成19年度からCRT観点領域別学習到達度調査の実施、教員の研修機会の拡大など、学力向上に向けての創意と工夫を凝らした特色ある実践を進めてまいりました。それが徐々に上向きになり、全国平均を超えた学校も出てきておりま

す。

今後は、学習状況調査で課題となっていた読書時間の不足や家庭学習の方法等、家庭と深い連携を図りながら学力向上に向けての改善を目指していくよう推進してまいります。

また、少人数指導、習熟度別指導、ティームティーチング、巡回指導教員の派遣など、指導方法の工夫、改善の取り組みにより、基礎・基本の確実な定着を図り、生きる力をはぐくむ確かな学力を身につけさせる実践を推進しております。平成23年度、町内10校で公開研究会が開催され、その成果を発表しました。そういった緊張感を持って実践発表をした学校に学力向上が顕著になっており、別海町教育委員会として今年度もこのような実践研究を積極的に推奨してまいります。

生徒指導面では、いじめは壊滅に近く減少し、校内暴力は皆無です。しかし、不登校が中小規模校にもあらわれるようになり、今後も心の教育を積極的に推進し、教育相談の充実や積極的な生徒指導の充実を図ってまいります。

学校給食センターは、食育基本法の制定以来、家庭教育とも連携を深めながら栄養指導と食育を推進しております。食の安心・安全のために、可能な限りの地産地消を推進しております。ことし1月には、地元業者から食材の無料提供もあり、今後も別海町の本物の味、とれたての味を子供たちに体験させるべく努力してまいります。

また、老朽化が心配される施設設備につきましては、第6次総合計画で改築に向けて検討してまいります。

町内18カ所の学校施設の安全管理については、東日本大震災の教訓を踏まえ、ふだんの学校生活の中での安全確保を最重点にしてまいります。また、学校教育活動と災害時の避難所として使用する両面の機能を果たす必要があることから、学校耐震化推進計画に基づき耐震診断を行い、改修方針を決定し実施してまいります。

緊急改築が必要な中春別中学校につきましては、学校関係者や地域の声などを集約し基本設計を策定しましたので、平成24年度実施設計に取り組んでまいります。上西春別中学校につきましても、全面改築に向け、文部科学省の補助要件であります耐力度調査を実施します。

特別支援教育の充実を図るため、物理的・精神的な障壁、障がいを取り除くバリアフリー、障がい者と健常者が区別なく生活するノーマライゼーション、包括的・総合的な教育をするインクルージョンを3本柱といたします。障がいを持った子供が、将来、自立できるような施策を推進してまいります。

幼児教育については、望ましい生活習慣や態度の育成のため、幼稚園と家庭・地域との連携をより一層深め、子育て支援の充実に努めてまいります。

少子化に伴う学校規模の極小化が進む中、平成17年11月に策定した町立小・中学校適正配置計画に基づく短期的な統廃合は一段落しました。6年を経過した現在、その後の出生の状況を踏まえ、今後の適性配置について、改めて別海町教育振興審議会に諮りながら再検討をしていく予定であります。

第3は、まちづくりを担う町民の主体的な学習を支援する社会教育の推進であります。

社会教育は、人々の自由かつ主体的で多様な学び合いを中心とした自己形成の営みであります。教育行政の責務としては、町民の学習活動を保障するための条件整備や環境醸成を図り、求めに応じた必要な支援をしてまいります。

町民の社会教育活動の拠点施設である公民館は、人と人とのつながりを大切にしながら、地域住民の多様な学習活動や一番身近な地域づくりの拠点としての役割を認識して学

習機会の提供に努めてまいります。また、公民館アンケートを実施し、住民の皆様の意見を聞きながら、地域住民みずからが主体的に活動を展開できるように支援してまいります。地域をよりどころとした町民の主体的学習は、必ず地域づくり、まちづくりに結びつくものと確信しております。

平成14年度から順次開設し、町内に8大学を設けている別海町平成寿大学も11年目を迎え、年々在学生も増加して大変好評を博しております。平成23年度は344名が在学し、異世代交流も活発になってきました。これからも、高齢者の学習要求にこたえられる学習プログラムを検討し、充実を図ってまいります。

また、各公民館で開設しているゼロ歳児から3歳児までの乳幼児を持つ母親を対象とした「乳幼児母親家庭教育学級すくすく」は、他市町村では見られない通年的な活動として母親たちの学びの場となっております。「三つ子の魂百まで」と言われます。3歳までの家庭教育の必要性を学習し合い、孤独になりがちで子育てにとまどいと不安を抱えている若い母親世代の交流や情報交換を活発化させることが大切であります。今年度も重要な課題として取り組みながら、参加者の増加に努めます。

このほか、地域の名人を講師に招聘した各種講座の開催や、地域のアーティストやまちづくりグループ、NPO団体の活動にも積極的に支援してまいります。道東著名作家特別展は3年連続して開催され、他の市町にも知れ渡ったことから多くの入場者数で大きな成果を上げております。

また、第3次社会教育中期振興計画4年目の今年度は、社会教育の指針として、人づくりや協働のまちづくりの実践化に積極的に取り組んでまいります。

第4は、芸術・文化の振興であります。

芸術・文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力となり、21世紀の地域活性化の基盤となるものです。この考えに立って、町内各地で活発な活動を展開している別海町文化連盟傘下の各団体、サークルの自主的な活動を一層支援してまいります。そして、多くの町民が文化ボランティアなどにより積極的に参加・創造できる環境づくりに努めてまいります。

文化財の保護・保存では、旧奥行臼駅通所が平成23年9月21日、国の史跡に指定されました。その保存整備を図っていくため、平成24年度から2年間で史跡旧奥行臼駅通所保存管理計画を策定いたします。今後、貴重な文化財の保護・保全に努めながら教育的活用への推進を検討してまいります。また、ふるさと講座や郷土学習出前講座、出前移動展等、別海町郷土資料館が積極的に町民の中に入っていく企画を推進してまいります。

さらに、旧美原小学校校舎は、図書館及び個人所蔵の貴重な文書の蔵書施設としてまいります。旧豊原小学校校舎は、郷土資料館の分館として、別海村時代の開拓の苦労をしのぶ農器具・民具等の資料を順次展示し、今後も有効活用しながら文化の振興につなげてまいります。

第5は、スポーツの振興であります。

明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で、スポーツの振興は欠かすことができません。このために、町民だれもが身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、長年にわたって地域のスポーツ環境の整備に努めてまいりました。

大きな成果として、少年団活動、中学校・高等学校の部活動においては、ボランティア指導者の心の養成に重点を置く熱心な指導により、全道・全国大会において優秀な成績を上げております。

別海町パイロットマラソンは、昨年は、フルマラソン1,234名、5キロマラソン585名、合計1,819名の選手が別海町の大平原を走りました。フルマラソンの選手は、道外から166名、還暦を過ぎた方が153名参加しました。大会運営には600名近い方に協力いただきましたが、その大部分がボランティア参加でした。このように、町民の絶大な協力により大きな感動と勇気を与えてくれる大会は、別海町の名を広め、マラソンブームもあって全国的なイベントに成長しました。第34回のごときは、さらに感動的な大会になるよう企画してまいります。

本町の子供たちは、肥満が問題となっております。予防・改善対策の一つとして開催している町民プールでのフィットネス教室や親子での参加による事業は大きな効果を上げていることから、今後、工夫改善しながら体力の向上にも積極的に取り組んでまいります。

今年度予定している施設整備の主なものに、学校の児童用便器の一部洋式化、教職員住宅の一部改修補修工事があります。快適な住空間は、児童も教職員も望んでいることです。このほか、町営スケートリンクのトイレが新築されますので、旧トイレの解体も予定しております。町民皆スポーツを目指す上で施設の整備は欠かせませんので、今後も可能な限りの補修を進め、施設の維持に努めてまいります。

以上、平成24年度の教育行政執行方針について申し上げましたが、これらの方針の具現化のためには別海町民全員が一丸となって行動を起こさなければなりません。冒頭に述べた東日本大震災により、世界中の人々は日本人に対して驚がくと絶賛の言葉をくれました。それは、あの悲惨、絶望、阿鼻叫喚の中、略奪や騒乱を起こさなかった日本人に対する賛辞です。これらは、長年にわたる教育のたまものです。家庭、学校、社会が強くてかたいきずなを持ち続けてきたからこそできた行動なのです。

別海町教育委員会といたしましては、そんな町民の子供たちの底力を信じて、今年度も「温もりの心と慈しみの眼差し」を教育行政の指針としながら、まずは小さなことから、たった1人からでも「行動を起こす。」を初め、本町の教育振興・充実に全力をかけて突き進む決意であります。

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りいたします。

提出されております日程第7 議案第19号から日程第16 議案第39号までの10件については、会議規則39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7 議案第19号から日程第16 議案第39号までの10件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第7 議案第19号

○議長（渡邊政吉君） 日程第7 議案第19号別海町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小守 正君） 議案第19号別海町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例の制定についての内容説明を申し上げます。

議案の16ページをお開き願います。

まず初めに、本議案の提案に至りました背景等につきまして御説明を申し上げます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、公共用の施設整備、いわゆるハード事業、これに充てるため昭和49年から交付を受けておりますが、これまで本町も含めた関係自治体から国に対して、用途の多様化、ハード事業以外の修繕費や維持管理費、ソフト事業など、あるいは対象施設の拡大等について要望しておりました。

一昨年11月に、鳩山政権下で実施された事業仕分けにおいても、同交付金の用途を公共施設の整備、これに固定せず、ソフト事業も含めて自由に使いやすく見直しすべきといった意見が出され、特定防衛施設周辺整備調整交付金の対象となる事業について、公共用の施設整備のほかに生活環境の改善、もしくは開発の円滑な実施に寄与する事業、これらについても拡大することを主な内容とする防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の一部改正案が昨年2月に国会に提出され、4月27日に公布、施行されたところでございます。そして、この改正により、従来の公共用の施設の整備に加え、防災に関する事業を含めた11の事業がソフト事業として新たに規定されたところでございます。

このほか、単年度実施の事業に限定されていたこの交付金が2年以上にわたって実施する事業についても、基金の造成等により充当することが可能となったことから、調整交付金の一部を基金に積み立て、翌年度以降の事業に有効活用いたしたいとするものでございます。

なお、本基金造成による積み立て予定額につきましては、本年度、23年度になります。23年度において4,876万9,000円、24年度につきましては3,123万1,000円、合わせて8,000万円になりますが、平成25年度に実施を予定しております中春別福祉館の改築事業費、約1億1,300万円程度になりますが、こちらに充当いたしたいと考えております。

また、本条例の第1条中にも、規則で定める事業に要する経費に充てるため基金を設置すると定めておりますが、この規則で定める事業を中春別福祉館改築事業とするものでございます。

それでは、条例案を朗読して内容説明にかえさせていただきます。

別海町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例。

第1条、設置。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条第2項に規定する事業のうち、規則で定める事業に要する経費の財源に充てるため、別海町特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条、積立て。

基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

第3条、管理。

基金に属する現金は、金融機関への預金その他もっとも確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第4条、益金の処理。

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

次に、17ページです。

第5条、繰替運用。

町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定

めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる。

第6条、処分。

基金は、第1条に規定する目的達成のため必要な場合に限り、処分することができる。

第7条、委任。

この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するというものでございます。

以上で、議案第19号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第19号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第8 議案第41号

○議長（渡邊政吉君） 日程第8 議案第41号和解及び損害賠償額の決定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（森本哲男君） 議案第41号和解及び損害賠償額の決定についての内容説明をいたします。

議案の57ページになります。

本件は、釧路地方法務局中標津出張所駐車場で発生した車両事故について、和解と損害賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案の58ページをお開き願います。

まず、本件の経緯について御説明いたします。

本年2月3日、午後3時45分ころ、職員が、中標津町に所在する釧路地方法務局中標津出張所駐車場内において、公用車を駐車のため運行中、後退で発進してきた車両と接触し、公用車運転席側後部ドアと相手方後部バンパー等を損傷したものです。

この事故に伴う損害賠償に関し、当事者間で次の和解を成立させ、損害賠償額を決定するものでございます。

過失割合は、当方が10%、相手が90%であります。

和解の条件は、1、当事者として、甲、中標津町企業。乙、別海町長水沼猛。

2、和解条件。

(1) 甲は、本件事故により、車両損害料で金13万568円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、金1万3,057円を和解成立後2週間以内に甲の指定する方法で支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙の間には何らの債権債務がないことを確認する。

というものでございます。

職員に対しましては、今後ともより一層の安全確認と安全運転指導の徹底を図り、事故防止に努めてまいります。

以上で内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第41号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

それではここで、午後1時まで休憩をいたします。

午前11時48分 休憩

---

午後 0時56分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

### ◎日程第9 議案第12号

○議長（渡邊政吉君） 日程第9 議案第12号平成23年度別海町一般会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君） 議案第12号の内容説明をいたします。

別冊の平成23年度別海町一般会計補正予算書、1ページをお開き願います。

平成23年度別海町一般会計補正予算（第5号）。

平成23年度別海町一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,240万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億5,240万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加・変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の追加・変更は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入からです。

1款町税、1項と2項、4項で6,045万円の増。

2款地方譲与税、1項で1,000万円の増。

7款自動車取得税交付金、1項で1,100万円の減。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で448万3,000円の減。

9款地方特例交付金、1項で142万8,000円の減。

12款分担金及び負担金、1項と2項で960万4,000円の減。

13款使用料及び手数料、1項と2項で93万3,000円の減。

14款国庫支出金、1項から3項で2,904万1,000円の増。

15款道支出金、1項から3項で383万1,000円の減。

3ページで、16款財産収入、1項と2項で1,063万円の増。

17款寄附金、1項で312万円の増。

18款繰入金、1項で2億8,611万円の減。

20款諸収入、4項と5項で4,435万2,000円の減。

21款町債、1項で5,610万円の増。

歳入合計で1億9,240万円を減額し、歳入予算の総額を146億5,240万円とするものです。

次に、4ページです。

歳出。

1款議会費、1項で20万円の減。

2款総務費、1項から6項で1億1,188万1,000円の増。

3款民生費、1項と2項で6,940万3,000円の減。

4款衛生費、1項と2項で4,985万8,000円の減。

5款労働費、1項で27万5,000円の減。

6款農林水産業費、1項から4項で3,831万1,000円の減。

7款商工費、1項で162万9,000円の減。

8款土木費、1項から5項で6,627万6,000円の減。

9款消防費、1項で1,198万8,000円の減。

10款教育費、1項から6項で4,902万6,000円の減。

12款公債費、1項で1,463万2,000円の減。

13款給与費、1項で268万3,000円の減。

歳出合計で1億9,240万円を減額し、歳出予算の総額を146億5,240万円とするものです。

6ページをお開き願います。第2表、繰越明許費です。

まず、2款総務費、1項総務管理費、地域集会施設改築事業1億円。本事業は、地域会館の整備に有効な補助事業が乏しい中、国の4次補正で地域材利用の公共木造施設が補助対象となったため、地域の指定避難施設でありながら耐震性がなく、改築を必要としておりました中西別福祉館について事業要望したところ、補助採択の見通しが立ったため繰り越し事業として整備を行うものでございます。

次に、6款農林水産業費、まず1項農業費で2件、道営基幹農道整備事業（美原東地区）936万9,000円と道営一般農道整備事業（栄進地区）519万8,000円、いずれも北海道が事業主体となって整備を進めておりますが、年度内に事業完了が困難なため繰り越しをするものです。

続いて、4項水産業費で3件ございます。1件目は、水産物供給基盤整備事業（野付地区床丹漁場）、離岸堤の設置を行うもので、金額が1,900万円。2件目、産地水産業強化支援事業負担金、管内の漁場管理用監視レーダーの設置を行うもので576万3,000円。3件目は、水産物産地市場衛生管理高度化施設整備事業（尾岱沼漁港）の整備で5,640万円です。野付地区床丹漁場の離岸堤と尾岱沼漁港整備につきましても、国の3次補正による事業量増のため、また、産地水産業強化支援事業のレーダー設置は年明けに事業内容が確定したことで、すべて年度内事業完了が困難なことから繰り越しとするものです。

最後は、8款土木費、2項道路橋りょう費、防衛施設周辺障害防止事業で、生産源対策に係る調査設計業務を融雪期にかけて実施する必要があるため繰り越しを行うものです。金額は2,640万円です。

次に7ページ、第3表、債務負担行為補正。追加と変更です。

まず追加で、公の施設に係る指定管理者に対する委託料。こちらは昨年12月の議会で条例の改正について決定をいただきました地域会館等の指定管理に係る債務負担行為で、有償での指定管理を予定いたします中春別福祉館から8ページの4段目、西春別運動広場まで、13件について、期間を平成24年度から平成26年度までの3カ年とし、それぞれの限度額により設定をするものです。

次に、8ページ中段、別海町酪農工場機器整備は、更新が必要となりました滅菌タンクをリースによって調達するもので、期間は平成24年度から平成32年度まで、限度額は4,736万9,000円です。

次に、農業経営基盤強化資金利子補給補助金（スーパーL資金）は、平成22年12月1日から平成23年11月31日までの貸しつけ分につきまして利子補給をするもので、期間は平成24年度から平成28年度まで、限度額は2,581万2,000円です。

次は、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型）大成本別地区、こちらの債務負担行為ですが、期間は平成24年度から平成27年度まで、限度額は9億5,475万3,000円です。

追加の最後になります。中小企業振興資金利子補給補助金で、平成23年度融資分につきまして、別海町中小企業融資条例に基づき利子補給をするものです。期間は平成24年度から平成38年度まで、限度額は1,356万5,000円です。

9ページから10ページにかけては変更になります。

大家畜経営活性化資金利子補給補助金、この上から3件につきましては償還期間変更によりまして、期間を平成7年度から平成31年度までに変更するものでございます。限度額の変更はございません。

4 件目、大家畜特別支援資金利子補給補助金、こちらは昨年12月議会で議決をいただきました債務負担行為でございますが、東日本大震災に関連いたしまして追加融資が実行されたため、限度額を572万4,000円に増額変更するものです。

次の農業経営基盤強化資金利子補給補助金2件、それから10ページの上段ですが、家畜環境整備促進事業利子補給補助金、こちらにつきましては償還期間の変更によりまして期間をそれぞれ変更するもので、限度額についての変更はございません。

次に、畜産担い手育成総合整備事業（再編整備型）、2地区ございますが、こちらの債務負担行為は事業内容や事業量の変更によりまして、それぞれの期間を平成24年度まで延長するもので、限度額についての変更はございません。

続いて11ページ、第4表で地方債補正。こちらも追加と変更になります。

まず11ページ、追加ですけれども、起債の目的、中西別福祉館改築事業。事業概要は先ほど繰越明許費のほうで説明をさせていただいたとおりでございます。限度額6,640万円、起債の方法は普通貸借、または証券発行、利率は3%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率。償還の方法、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借りかえをすることができるというものでございます。

変更につきましては、中春別へき地保育園改築事業、以下21事業ございますが、限度額を21事業合わせて1,030万円減額しております。増減額の内容といたしましては、今年度分の工事完了による事業費の確定、また、国の補正などによる事業量の追加、入札執行残等によるものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

12ページの一番下になりますけれども、補正前限度額12億8,195万9,000円に5,610万円を追加いたしまして、補正後の限度額を13億3,805万9,000円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算補正事項別明細書ですが、1の総括につきましては省略をさせていただきます。

歳入から御説明をいたします。15ページをお開きください。

2、歳入。

1 款町税、1 項1 目個人分2,160万円の減。

2 目法人分、505万円の増。

2 項1 目固定資産税、5,500万円の増。

4 項1 目町たばこ税、2,200万円の増。

各税目、いずれも徴収見込みによるものです。

16ページをお開き願います。

2 款地方譲与税、1 項1 目地方揮発油譲与税、1,000万円の増、これと7 款自動車取得税交付金、1 項1 目自動車取得税交付金、1,100万円の減は決算見込みによるものです。

8 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、448万3,000円の減。額の確定です。

17ページで、9 款地方特例交付金、1 項1 目地方特例交付金、142万8,000円の減は決算見込みです。

18 ページです。12 款分担金及び負担金、1 項1 目農林水産業費分担金、630 万5,000 円の減。水産基盤整備事業分担金の増。環境・衛生管理型漁港づくり推進事業分担金の減が主なものです。

2 項2 目民生費負担金、53 万7,000 円の増。

3 目農林水産業費負担金、340 万2,000 円の減。

4 目教育費負担金、43 万4,000 円の減。

19 ページ、13 款使用料及び手数料、1 項1 目総務手数料、147 万8,000 円の減。

2 目衛生使用料、7 万5,000 円の増。

5 目土木使用料、146 万1,000 円の増。

6 目教育使用料、45 万円の減。

20 ページをお開き願います。

2 項2 目民生手数料、160 万円の減。

3 目衛生手数料、105 万9,000 円の増。

21 ページで、14 款国庫支出金、1 項1 目総務費国庫負担金4,464 万円の増は、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額です。

2 目民生費国庫負担金766 万3,000 円の減。障害者自立支援給付費等負担金の減などです。

2 項1 目総務費国庫補助金、42 万円の減。

2 目民生費国庫補助金、413 万4,000 円の減。こちらは地域生活支援事業費等補助金の減などです。

3 目衛生費国庫補助金27 万6,000 円の減。

4 目農林水産業費国庫補助金557 万3,000 円の減。こちらは、防衛施設周辺整備事業補助金の減です。

5 目土木費国庫補助金223 万3,000 円の増。22 ページの上段になりますが、社会資本整備総合交付金の増が主なものです。

22 ページで、6 目教育費国庫補助金49 万8,000 円の減。

3 項1 目総務費国庫委託金72 万8,000 円の増。

2 目民生費国庫委託金、4,000 円の増。

23 ページ、15 款道支出金、1 項1 目民生費負担金460 万7,000 円の減は、国民健康保険軽減保険料負担金の減などです。

2 項1 目総務費補助金、3,328 万3,000 円の増。中西別福祉館建設に係ります林業・木材産業構造改革事業補助金の増が主なものです。

2 目民生費補助金577 万4,000 円の減。重度心身障害医療費補助金、地域生活支援事業費の減などがございます。

24 ページをお開き願います。

3 目衛生費補助金、984 万4,000 円の減。乳幼児医療費補助金の減が主なものです。

4 目労働費補助金22 万3,000 円の減。

5 目農林水産業費補助金1,302 万円の減。こちらは、農業経営基盤強化資金利子補給補助金等の減が主なものでございます。

25 ページ、ゼロ目土木費補助金50 万円の減で、本目廃目です。

3 項 1 目総務費委託金 3 3 2 万 2, 0 0 0 円の減。2 6 ページにかけまして、道民税徴収委託金の減などがございます。

2 目衛生費委託金、8 万円の増。

3 目農林水産業費委託金、9 万 6, 0 0 0 円の増。

2 7 ページです。1 6 款財産収入、1 項 2 目利子及び配当金 3 0 万 4, 0 0 0 円の減。

2 8 ページに進みます。

2 項 1 目不動産売払収入、3 6 9 万 4, 0 0 0 円の増。未利用町有地など 5 件の土地売払収入です。

2 目物品売払収入 4 4 万円の増は、資源リサイクル品の売払収入です。

4 目有価証券売払収入、6 8 0 万円の増。本目新設で、町が保有する株式会社べつかい乳業興社、有限会社別海町酪農研修牧場株、これらの売払収入でございます。

2 9 ページで、1 7 款寄附金、1 項 1 目一般寄附金 2 4 0 万円の増。

次からは、目新設となります。2 目農林水産業費寄附金 5 万円の増。3 目教育費寄附金 2 0 万円の増。4 目ふるさと応援寄附金 4 7 万円の増です。

3 0 ページをお開き願います。

1 8 款繰入金、1 項 1 目財政調整基金繰入金、2 億 8, 1 7 0 万円の減。

3 目小林清吉賞基金繰入金、1, 0 0 0 円の減。

4 目生涯学習振興基金繰入金、1 0 万円の減。

7 目ふるさと創生基金繰入金、1 3 0 万円の減。

8 目地域福祉基金繰入金、7 0 万円の減。

9 目中山間ふるさと水と土保全基金繰入金、5, 0 0 0 円の減。

1 0 目標津線代替輸送確保基金繰入金、2 0 2 万 9, 0 0 0 円の減。

1 2 目産業振興基金繰入金、1 0 万 5, 0 0 0 円の減。

1 3 目清流保全基金繰入金、1 7 万円の減です。

今回、補正後の財政調整基金の状況ですが、繰り入れ予算額計が 1, 0 5 0 万円で、予算上の基金残高につきましては 1 9 億 1, 2 4 7 万 9, 0 0 0 円となります。

3 1 ページで、2 0 款諸収入、4 項 1 目民生費受託事業収入 3 6 8 万 9, 0 0 0 円の減。

2 目農林水産業費受託事業収入、2 2 9 万 3, 0 0 0 円の減。

3 目土木費受託事業収入 2, 8 4 1 万 4, 0 0 0 円の減は、防衛施設事業工事受託事業収入の減です。

5 項 5 目雑入、9 9 5 万 6, 0 0 0 円の減。高額療養費及び付加給付金、または NHK 助成金の減が主なものです。

3 3 ページをお開き願います。

2 1 款町債、1 項 1 目総務債、6, 6 4 0 万円の増。本目新設で、中西別福祉館建設に係ります集会施設建設事業債です。

2 目民生費、3 7 0 万円の減。保育園建設事業債の減です。

3 目農林水産業債 5 5 0 万円の増は、道営農道整備事業債などの増、それから農道整備事業債などの減となっております。

4 目土木債、5 9 0 万円の減。道路改良事業債の減。

5 目教育債 6 2 0 万円の減は、通学バス購入事業債の減額です。

以上で歳入を終わります。

続いて歳出です。35ページをお開き願います。

3、歳出。

歳出につきましては、ほとんどが執行残、執行見込み残となっておりますので、増額項目と主な減額部分につきまして御説明をさせていただきます。

1款議会費、1項1目議会費、20万円の減。

36ページをお開き願います。

2款総務費、1項1目一般管理費、225万6,000円の減。

議案第41号で御審議いただきました賠償金の増額を除きまして、38ページの上段まで、すべて残り執行残による減額でございます。

38ページから39ページにかけまして、2目職員管理費43万6,000円の増。次ページの中段になります、職員管理経費の給与費負担金増は病院助産師の負担金。ほかは執行残による減額です。

39ページ、3目財産管理費5万4,000円の減。

4目会計管理費42万3,000円の減。

次に、40ページです。5目財産管理費、1億5,339万5,000円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金基金事業、ただいま議案第19号で御審議をいただいた基金の造成で、積立金を計上しております。

41ページの上段では、地域集会施設改築事業、中西別福祉館の改築事業で、調査・設計、工事請負費合わせて1億円を計上しております。また、基金管理経費では42ページの下の方になりますけれども、産業振興基金積立金の増。ほか、44ページにわたりまして執行残等の精査、または利息の確定見込みによります基金積立金の精査などを行っております。

45ページまで進ませていただきます。

6目企画費、423万2,000円の減。説明欄、このページ中ほどで、運行経費精査によりまして地方バス路線運行維持事業を増額するほかは、48ページ上段までにかけて執行残または見込み残による減額でございます。

48ページまでお進み願います。

48ページで、7目広報費36万3,000円の増。広報紙作成業務委託料の増でございます。ほかは執行残です。

8目車両管理費517万9,000円の減は、50ページまですべて執行残によるものでございます。

51ページです。ここから53ページにかけましても、すべて執行残。

9目支所費、24万3,000円の減。

10目交通安全対策費、61万8,000円の減。

52ページです。11目環境対策費、35万3,000円の減。

12目北方領土問題対策費79万6,000円の減です。

53ページの下段、13目特定防衛施設周辺整備費、54ページの中段までにかけて879万2,000円の減は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、事業完了精査に伴います執行残でございます。

54ページで、14目電子計算管理費125万3,000円の減。電算事務経費のシステム協議会負担金の若干の増額のほかは執行残でございます。

55ページで、15目地域情報化推進事業費68万1,000円の減。

それから、56ページにかけまして、16目諸費532万1,000円の減は、すべて執行残でございます。

57ページです。2項1目税務総務費、162万5,000円の減。

2目賦課徴収費、121万2,000円の減。

次のページで、3項1目戸籍住民基本台帳費33万9,000円の減、いずれも執行残でございます。

4項選挙費もすべて執行残による減額です。

1目選挙管理委員会費、16万9,000円の減。

59ページで、2目知事及び道議会議員選挙費、89万6,000円の減。

60ページになりますが、3目町長及び町議会議員選挙費、390万8,000円の減。

4目農業委員会委員選挙費、285万1,000円の減です。

61ページ、5項1目統計調査総務費1万6,000円の減。

62ページに進みまして、2目指定統計費77万7,000円の減。

6項1目監査委員費、31万9,000円の減。これらも執行残でございます。

63ページです。3款民生費、1項1目社会福祉総務費2,741万8,000円の増。こちらにつきましては、64ページになります、国民健康保険特別会計繰出金の増額。ほかの科目は執行残です。

2目老人福祉費4,189万5,000円の減。こちら67ページまでにわたりますけれども、主なものは66ページ、やや下のほう、介護サービス事業特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金の減額でございます。

67ページで、4目国民年金事務費16万円の減。これは執行残です。

5目障害者福祉費は69ページまで、3,209万1,000円の減。主なものといたしまして、68ページの中ほど、障害者福祉事業経費の介護給付・訓練等給付費、それから69ページで重度心身障害者医療扶助費の減などが主なものです。

69ページの下のほうになります。6目居宅介護支援事業費は、執行残8万3,000円の減。

70ページをお開きいただきまして、7目地域包括支援センター費33万4,000円の減。

8目後期高齢者医療費、531万9,000円の減。後期高齢者医療特別会計繰出金の減ほか執行残です。

2項児童福祉費、こちらはすべて執行残になります。1目児童福祉総務費は、58万6,000円の減。

2目児童措置費189万6,000万円の減。

72ページです。3目児童福祉施設費25万1,000円の減。

4目保育園費は73ページまで、357万3,000円の減。

5目へき地保育園費、622万7,000円の減。76ページまで続いております。主な執行残は、74ページ上段の中春別へき地保育園の改築事業です。

76ページまでお進み願います。

6目児童館費、47万1,000円の減。

77ページになります。7目母子父子福祉費、380万7,000円の減。

8目子育て支援センター費、12万8,000円の減です。

次に、78ページです。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費2万4,000円の減。

2目予防費、598万2,000円の減。主な執行残は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金事業でございます。

79ページです。3目環境衛生費、185万2,000円の減。

80ページの環境衛生事務経費の社会保険料で増額となっておりますが、ほかは執行残です。

81ページ、4目健康管理費以降の衛生費、すべて執行残です。4目健康管理費は152万3,000円の減。83ページまでございます。

83ページ、5目エキノコックス症対策費6万4,000円の減。

6目乳幼児医療費、1,240万9,000円の減。主なものは、乳幼児医療扶助費の減です。

7目保健センター費、45万円の減。

84ページです。8目母子センター費、314万8,000円の減。

10目生活排水施設費630万1,000円の減は、合併処理浄化槽の設置補助金の減が主なものです。

85ページで、2項1目清掃総務費98万円の減。

2目じん芥処理費793万9,000円の減。廃棄物処理経費の収集委託料の減などが主なものです。

86ページをお開き願います。

3目じん芥処理場費、302万円の減。

87ページ、4目し尿処理費306万5,000円の減。し尿処理場費310万1,000円の減です。

88ページになります。

5款労働費、1項1目労働諸費27万5,000円の減。執行残です。

89ページで、6款農林水産業費、1項1目農業委員会費85万円の減。農業委員会運営経費の委員報酬で若干増額となっておりますが、残り執行残です。

2目農業総務費、778万9,000円の減。主なものは、スラリーストア緊急保全補助金の減で、すべて執行残でございます。

90ページ、農業振興費162万9,000円の減。執行残です。

91ページ、4目畜産業費1,907万2,000円の減。利子補給事業が、額の確定、繰上償還の精査などによりまして、増額または減額。その他92ページになりますが、矢白別演習場周辺農業用施設設置助成金などの執行残によるものです。

92ページで、5目育成牧場費93万円の減は執行残。

93ページ、6目農地費1,143万1,000円の減。道路整備事業各経費の執行残です。

94ページをお開き願います。7目農地交換整備事業費、52万5,000円の減。

95ページで、8目農道整備事業費512万7,000円の増額です。道営農道整備事業繰越明許対象地区の増額が主なものです。

以降、3項林業費まではすべて執行残になります。

9目農地調整推進事業費、11万円の減。

10目農業者年金業務費、42万4,000円の減。

2項1目広域農業推進費、607万7,000円の減。主なものは、96ページ中段のやや下、道営草地整備事業負担金の減が主なものです。

97ページまでにわたっております。97ページです。

3項1目林業総務費49万6,000円の減。

98ページに進みます。2目林業振興費110万7,000円の減。

3目公有林整備事業費、12万7,000円の減。

4項1目水産業総務費、執行残で19万2,000円の減。

99ページ、2目水産業振興費749万2,000円の増につきましては、水産物供給基盤整備事業床丹離岸堤の設置、それから下のほうになりますが、産地水産業強化支援事業の漁場監視レーダー設置、101ページになりますけれども、水産系副産物再資源化施設の光熱水費が増額となっております。

また、100ページの中段、水産物産地市場衛生管理高度化施設整備事業で負担金が減額となっておりますが、ほか執行残によるものです。

101ページ、3目漁港管理費17万1,000円の減。

102ページをお開き願います。

7款商工費です。1項1目商工業振興費99万円の減。このページの下の方、交流館管理運営経費の修繕料を増額しておりますが、ほかはすべて執行残の減額です。

103ページで、2目観光費63万9,000円の減。104ページまで続いておりますが、すべて執行残です。

次に、105ページ、8款土木費、2項3目まで執行残になります。1項1目土木総務費70万1,000円の減。

106ページで、2項1目道路橋りょう総務費44万1,000円の減。

107ページで、2目道路維持費1,295万1,000円の減。町道維持補修事業の減が主なものです。

次に108ページをお開き願いまして、3目道路新設改良費1,485万4,000円の減は、社会資本整備道路交付金事業の執行残が主なものです。

109ページで、5目防衛施設周辺障害防止受託事業費2,553万1,000円の減でございますが、次のページになります、110ページの中段で調査設計委託料につきましては繰り越し事業で増額となっております。ほか、工事請負費の減額などが主なものです。

111ページになります。3項1目下水道費790万6,000円の減。下水道事業特別会計繰出金の減が主なものです。

4項1目住宅管理費、225万1,000円の減。

続いて112ページで、2目公営住宅建設事業費64万1,000円の減。それぞれ執行残です。

113ページで、5項ゼロ目河川総務費100万円の減で、本目廃目となります。

9款消防費、1項1目消防費1,191万8,000円の減。こちら、12月補正で増額をいただきました消防緊急デジタル無線整備のための調査設計負担金ですけれども、この負担金が事務組合による起債が可能となったため減額とするものです。

2目災害対策費7万円の減。

次に114ページで、10款教育費、1項教育総務費、すべて執行残で1項1目教育委員会費29万円の減。

2 目事務局費 1 8 万 4, 0 0 0 円の減。

3 目教育指導費、1 1 5 ページまで、2 7 6 万 3, 0 0 0 円の減。

1 1 6 ページで、4 目奨学金 3 0 万円の減です。

2 項 1 目学校管理費 3 7 7 万 1, 0 0 0 円の減。各小学校経費で燃料費を増額しているほかは執行残です。

1 1 7 ページ、2 目教育振興費 2 7 万円の減です。

1 1 8 ページに進みます。3 目通学対策費、2 8 5 万 6, 0 0 0 円の減。

4 目学校建設費、3 3 万 8, 0 0 0 円の減。いずれも執行残です。

3 項 1 目学校管理費、6 7 万 6, 0 0 0 円の増ですけれども、小学校費と同じく各中学校経費の燃料費が増額になっておりまして、その他の経費は執行残で減額です。

1 2 0 ページをお開き願います。2 目教育振興費 1 8 万円の減から 4 目学校建設費 3 0 1 万 7, 0 0 0 円の減までは執行残ですけれども、3 目の通学対策費 7 1 1 万 2, 0 0 0 円の減につきましては、中学校スクールバス購入事業の減が主なものとなっております。

1 2 1 ページで、4 項 1 目幼稚園管理費 4 万 2, 0 0 0 円の減。各幼稚園経費の社会保険料が増額となっておりますが、ほか執行残です。

このページ下段で、2 目教育振興費 2 4 0 万 9, 0 0 0 円の減。執行残です。

次に、1 2 2 ページです。これ以降の教育費、すべて執行残となっております。

5 項 1 目社会教育総務費、1 2 4 ページまでにわたりまして 1 7 3 万円の減。

1 2 4 ページで、2 目生涯学習推進費 3 1 万 9, 0 0 0 円の減。

3 目生涯教育学習費 2 万 7, 0 0 0 円の減。

1 2 5 ページで、4 目青少年教育費、1 2 6 ページ下段までございます、6 6 万 7, 0 0 0 円の減。

1 2 6 ページ、7 目西公民館費 7 2 万 1, 0 0 0 円の減。こちらは 1 2 8 ページまで続きます。

1 2 8 ページ中段で、8 目少年会館費 7 万 3, 0 0 0 円の減。

9 目図書館費、2 3 5 万 7, 0 0 0 円の減。

1 2 9 ページで、1 0 目郷土資料館費 3 0 万 3, 0 0 0 円の減。

1 3 0 ページ中段です。6 項 1 目保健体育総務費 3 0 1 万 2, 0 0 0 円の減。

1 3 1 ページになります。2 目学校給食費 6 5 9 万 9, 0 0 0 円の減は、1 3 2 ページの中段にございますが、給食センター運営経費の嘱託職員賃金の減が主なものです。

1 3 2 ページの下段、3 目へき地学校保健管理費、1 7 2 万 5, 0 0 0 円の減。

1 3 3 ページ下段で、4 目総合スポーツセンター費は 1 3 5 ページまでで 5 6 3 万 7, 0 0 0 円の減でございます。

1 3 5 ページです。5 目パイロットマラソン大会費 3 0 0 万円の減。こちらは当該事業に対しまして、北方領土隣接地域振興特別対策補助金が交付されたため、町補助金の一部を減額したものでございます。

1 3 6 ページ、1 2 款公債費 1 項 1 目元金 2 3 万 2, 0 0 0 円の増。

2 目利子 1, 4 8 6 万 4, 0 0 0 円の減です。

最後になります。1 3 7 ページ、1 項 1 目給与費 2 6 8 万 3, 0 0 0 円の減につきましては、職員経費、子ども手当の減額です。

以上で、早く進ませていただきましたが、早口で申しわけございません、一般会計 3 月補正の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 議案第12号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

15番中村議員。

○15番（中村忠士君） 医療扶助費の関係で、ページ数で言うと69ページの重度心身障害者、それから77ページでひとり親医療扶助費と、83ページの乳幼児医療扶助費が予算の規模からいったら少し率としては高い減額かなという感じがするのですが、減額の主な理由を教えてくださいというふうに思います。医療扶助についてはその3点です。

別件で、89ページのスラリーストアーの緊急保全補助金で750万円の減額になっていますよね。予算は1,000万円だったと思うのですが、かなりの減額率ということになるわけですが、その理由とといいますか、どういう状況だったのかということをお教えください。

最後ですが、115ページ、額としては少ないのですが、事業内容も含めて教えてくださいと思います。115ページの中段あたり、いじめ・不登校問題対策事業ということで、教育長も教育行政執行方針の中でこの点を述べられていますが、事業内容を教えてくださいのと、人夫賃がわずかですが、20万何がし減額だと。この理由をお教えください。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 農政課長。

○農政課長（山崎 茂君） スラリーストアーの緊急補修ということで、22年度、23年度の2カ年において事業を執行させていただいております。22年度においては、参考としまして2件の補修を完了しております。その後、23年度でもちまして、合わせて20件のJAの調査によりまして補修が必要ということでしたけれども、22、23合わせて7件の補修をさせていただいております。残り13件について、国営事業で2件が使わないということと、小額の簡易補修でできたものについてが6件、既に撤去したものが2件、利用を今後しませんということで1件、離農が1件、合わせまして2カ年の20件のうち13件をもって、結果として補修の対象としなかったものでございます。

これによりまして、23年度で補助事業費50万円掛ける5戸の250万円、よってその750万円を今回減額させていただくところでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部次長。

○福祉部次長（齋藤英彦君） 69ページ、77ページ、83ページの扶助費の関係でお答えいたします。

重度心身障害者、それから乳幼児、ひとり親のそれぞれの扶助費につきましては、近年の実績から当初予算を計上しております。

今回の補正につきましては、各扶助費とも実績額が激減しております。これは結構なことだと思いますが、1月末現在の実績値、それに残り2カ月分の見込みを過去3年間の中で1カ月あたり最高額を残り2カ月分として試算して差し引きを減額補正したということでございます。

それから、人数等については大きな変化はございません。

○議長（渡邊政吉君） 学務課長。

○学務課長（藤原繁光君） 中村議員のいじめ・不登校問題対策事業に対する減額の内容でございますが、この設置されているふれあいルームでございますが、不登校児童を対象にしまして、集団生活への適用、情緒の安定、基礎学力の補充等のために設置しております。

減額の内容については、指導員、そして臨床心理士を設置しておりますが、日額報酬でございますので、それに対する減額でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） ほかに質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから、討論に入ります。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） ないようですので、討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第10 議案第13号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第10 議案第13号平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（齋藤英彦君） 議案第13号の内容説明をいたします。

初めに、本補正の概要について申し上げたいと思います。

今回の補正につきましては、本年度を最終予算として、歳出の保険給付費の年度内の推計による増額と関係機関からの交付金、拠出金などの年度内決定通知などをもとに、歳入歳出それぞれの推計、精査を行い予算計上を行ったものでございます。

なお、国保会計予算の約6割を占める保険給付費については、本年度の11月診療分までは確定値で、前年度の同期との実績額と比較いたしまして、約103%の伸びという状況でございます。

今回の最終予算では、その後のインフルエンザなどによる影響も考慮して、前年度決算費で約104.5%の予算確保を見込んで、歳入歳出予算総額の収支見込みでは3,801万5,000円の財源不足の推計となったところでございます。

その大きな要因といたしましては、国保税収入が前年度決算費で約94.7%の見込みでございまして、これは依然とした経済の低迷によります平成22年分の所得の落ち込みが要因であることから、不足する財源につきましては国保財政の健全化対策といたしまして、一般会計繰入金により対応しているところでございます。

それでは、別冊の別海町国民健康保険特別会計予算書の1ページをお開き願います。

平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成23年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところに

よる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,075万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億9,055万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

まず、歳入です。

1款国民健康保険税、1項で944万7,000円の減。

2款国庫支出金、1項と2項で1,256万7,000円の増。

3款療養給付費等交付金、1項で377万4,000円の増。

5款道支出金、1項と2項で888万9,000円の減。

6款共同事業交付金、1項で1,245万6,000円の増。

7款繰入金、1項で2,971万1,000円の増。

9款諸収入、1項と3項で942万2,000円の減。

歳入合計で3,075万円を増額し、23億9,055万円とするものでございます。

次に、3ページの歳出です。

1款総務費、1項から4項合わせて202万9,000円の減。

2款保険給付費、1項、2項、5項合わせて3,541万円の増。

7款共同事業拠出金、1項で2,272万5,000円の減。

8款保健事業費、1項と2項で731万2,000円の減。

9款諸支出金、1項で2,740万6,000円の増。

歳出合計で3,075万円を増額し、23億9,055万円とするものでございます。

次の事項別明細書1の総括につきましては省略をさせていただきます、13ページの歳出から説明いたします。13ページをお開き願います。

3の歳出です。

款項の金額は省略し、目の金額で申し上げます。

1款総務費、1項1目一般管理費、111万円の減。レセプト点検の業務委託料などの執行残の精査により減額するものでございます。

2目連合会負担金、2万8,000円の減。執行残でございます。

2項1目賦課徴収費、20万9,000円の減。14ページの上段までですが、執行残の精査によるものでございます。

14ページです。2目納税奨励費、18万円の減。額の確定による執行残でございます。

3項1目運営協議会費、35万6,000円の減。これも執行残の精査による減でございます。

4項1目趣旨普及費、14万6,000円の減。これも執行残の精査によるものでございます。

15ページです。2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費、4,230万円の増。2目退職被保険者等療養給付費、480万円の増。3目一般被保険者療養費、80万円の増。これらは、いずれも本年度の医療費推計による増額でございます。

2項1目一般被保険者高額療養費、810万円の減。2目退職被保険者等高額療養費、65万円の増。これらも医療費の推計から増減するものでございます。

16ページです。

5項1目出産育児一時金、504万円の減。出産件数の減少見込みによる減額でございます。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、1,197万2,000円の減。それから2目保険財政共同安定化事業拠出金、1,075万3,000円の減。いずれも拠出金額の確定による減額でございます。

17ページです。

8款保健事業費、1項1目健康増進指導事業費、12万2,000円の減。執行残の精査によるものでございます。

2項1目特定健康診査等事業費、719万円の減。健診と委託料の執行残の精査による減額でございます。

18ページです。

9款諸支出金、1項3目2,740万6,000円の増。これは平成22年度に概算交付されました療養給付費等負担金と国・道の特定健康診査等補助金の確定によりまして、その超過交付分を返還金として増額するものでございます。

次に、7ページの歳入に入ります。

2の歳入です。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税、1,120万円の減。2目退職被保険者等国民健康保険税、175万3,000円の増。いずれも本年度の収納状況から試算を行い、それぞれ増減するものでございます。

8ページです。

2款国庫支出金、1項2目高額医療費共同事業負担金、299万3,000円の減。これは歳出の高額医療費共同事業拠出金の決定により試算を行い、減額とするものでございます。

3目特定健康診査等負担金、141万4,000円の減。負担金の決定により減額するものでございます。

2項1目財政調整交付金、1,684万4,000円の増。これにつきましては、特別財政調整交付金1,800万円の増額と、推計値の見直しによる普通財政調整交付金115万6,000円の減でございますが、特別財政調整交付金につきましては、都道府県の推薦により国保事業運営の良好な保険者に対して交付される経営姿勢分という項目があります。このたび、北海道から本町が推薦となった旨の通知がありましたことから、今回、過去の交付実績を見まして1,800万円を計上するものが主な内容でございます。

2目出産育児一時金補助金、13万円の増。これにつきましては、平成21年10月から一時金が4万円に引き上げられたことに伴い、暫定措置としての補助金で、23年3月以前までの出産については2万円、23年4月以降の出産につきましては1万円の補助とされております。また、本補助制度は9月までの出生状況から補助申請となり、年度内決定とされますが、仮に申請件数より実績件数が下回った場合、これは翌年度で超過分の返還となりますが、逆に申請件数より実績件数が上回ったとしても、翌年度の追加交付はないという特殊な制度となっております。これらを加味しまして、若干、人数は多目にしたほうが得だという判断から、これらを加味いたしまして精査をして増額とするものでござ

います。したがって、歳出で申しあげました出生件数の減と本補助申請に係る出生件数は一致していないことを申し添えておきます。

3 款療養給付費等交付金、1 項1 目療養給付費等交付金、3,774 万円の増。これは、本年度の1 期から9 期までに交付された実績から、残りの3 期分を試算して増額するものでございます。

9 ページです。

5 款道支出金、1 項1 目高額医療費共同事業負担金、299 万3,000 円の減。歳出の高額医療費共同事業の拠出金の決定により試算を行い、減額とするものです。

2 目特定健康診査等負担金、141 万4,000 円の減。負担金の年度内決定によるものでございます。

2 項1 目財政調整交付金、448 万2,000 円の減。これにつきましては、共同事業の拠出金と交付金の差が拠出金の3%を超えた場合に交付対象となる財政調整交付金が、本年度は交付金と拠出金の決定により3%を超えない見込みとなりましたので、当初計上しておりました448 万2,000 円を減額するものでございます。

6 款共同事業交付金、1 項1 目高額医療費共同事業交付金、953 万円の増。それと、2 目保険財政共同安定化事業交付金、292 万6,000 円の増。いずれも交付金の決定による増額でございます。

次に、10 ページをお開き願います。

7 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金、2,971 万1,000 円の増。これは各種基金の精査によりますそれぞれの繰り入れ増減と、冒頭に申しあげました本補正予算で見込まれる不足財源の3,801 万5,000 円を国保財政の健全化対策として、その他一般会計繰入金の中に計上したものでございます。

11 ページです。

9 款諸収入、1 項1 目一般被保険者延滞金、15 万2,000 円の増。国保税の延滞金でございます。

3 項3 目一般被保険者返納金、70 万6,000 円の増。医療機関の診療報酬算定誤りや社会保険期間中に国民健康保険の使用誤りによる返納金でございます。

5 目雑入、本目新設で4 万2,000 円の増。これは、70 歳から74 歳の医療費の自己負担が本則2 割負担を今年度も1 割負担に継続されたことに伴い、療養費などの自己負担1 割分を除く償還給付金を一たん保険者から償還し、後から指定公費として1 割分を国から交付されるものが主な内容でございます。

ゼロ目歳入欠かん補填収入、1,032 万2,000 円の減。これは、今回の歳入歳出予算の補正の精査において見込まれた不足財源を一般会計からの繰り入れにより対応するため、計上していた予算額の全額を減額とし、廃目とするものでございます。

次に、19 ページをお開き願います。

補正予算給与費明細書でございます。

1、特別職です。これは、国保の運営協議会委員でございます。

下段の比較の欄で申し上げます。

職員数は補正前と変更はありません。給与費の報酬で13 万3,000 円の減、共済費はありませんので、合計でも13 万3,000 円の減額でございます。

以上で、議案第13 号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第13 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊政吉君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

ここで、10分間休憩いたします。

午後 2時07分 休憩

---

午後 2時17分 再開

○議長(渡邊政吉君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

#### ◎日程第11 議案第14号

○議長(渡邊政吉君) 日程第11 議案第14号平成23年度別海町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長(永野寛昭君) 議案第14号平成23年度別海町下水道事業特別会計補正予算について説明いたします。

補正第2号の1ページをごらんください。

平成23年度別海町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

平成23年度別海町下水道事業特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,390万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,420万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項で64万9,000円の増。

2款使用料及び手数料、1項2項合わせて16万1,000円の増。

3 款国庫支出金、1 項で 8 7 5 万 1, 0 0 0 円の減。

4 款繰入金、1 項で 7 9 0 万 6, 0 0 0 円の減。

5 款繰越金、1 項で 1 6 万 5, 0 0 0 円の増。

6 款諸収入、1 項 2 項合わせて 1 3 1 万 8, 0 0 0 円の減。

7 款町債、1 項で 6 9 0 万円の減。

歳入合計で 2, 3 9 0 万円を減額し、5 億 3, 4 2 0 万円とするものであります。

4 ページをごらんください。

歳出でございます。

1 款総務費、1 項で 1 0 1 万 6, 0 0 0 円の増。

2 款下水道施設費、1 項で 2, 1 1 1 万円の減。

3 款集落排水施設費、1 項、2 項合わせて 3 1 1 万 1, 0 0 0 円の減。

4 款公債費、1 項で 1 2 万 5, 0 0 0 円の増。

5 款給与費、1 項で 8 2 万円の減。

歳出合計で 2, 3 9 0 万円を減額し、5 億 3, 4 2 0 万円とするものであります。

5 ページをごらんください。

第 2 表、債務負担行為補正の廃止でございます。

平成 2 3 年度水洗便所改造等資金融資による金融機関に対する損失補償及び別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担。（平成 2 3 年度融資分）の 2 項目について、借り入れる人がいなかったことによる廃止でございます。

6 ページをごらんください。

第 3 表、地方債補正の変更でございます。

変更内容のみの説明といたします。

起債の目的、特定環境保全公共下水道事業。限度額、3, 2 5 0 万円を 2, 5 6 0 万円に減額。合計で、補正前限度額 3, 2 5 0 万円を、補正後限度額 2, 5 6 0 万円とするものであります。

7 ページの歳入歳出予算補正事項別明細書の 1、総括については説明を省略させていただきます。

9 ページをごらんください。

2、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目下水道事業分担金、6 4 万 9, 0 0 0 円の増。決算見込みによる増額であります。

2 款 1 項 1 目使用料、1 5 万 1, 0 0 0 円の増。2 項 1 目手数料、1 万円の増。いずれも決算見込みによる増額であります。

3 款 1 項 1 目下水道施設費補助金、8 7 5 万 1, 0 0 0 円の減。補助事業費確定による減額であります。

1 0 ページをごらんください。

4 款 1 項 1 目繰入金、7 9 0 万 6, 0 0 0 円の減。精査による減額であります。

5 款 1 項 1 目繰越金、1 6 万 5, 0 0 0 円の増。前年度繰越金確定による増額であります。

6 款ゼロ項ゼロ目貸付金収入、7 0 万円の減。借り入れる人がいなかったことによる減額であります。科目廃項であります。

2 項 1 目雑入、6 1 万 8, 0 0 0 円の減。精査及び確定による減額であります。

11ページになります。

7款1項1目下水道施設債、690万円の減。町債確定による減額であります。

13ページをごらんください。

3、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、171万6,000円の増。精査及び執行残であります。

ゼロ目水洗化普及費、70万円の減。借り入れる人がいなかったことによる減額であります。科目については廃目でございます。

14ページをごらんください。

2款1項1目処理場費、80万8,000円の減。2目管渠維持費、120万円の減。

3目施設整備費、1,910万2,000円の減。1目から3目、精査及び執行残であります。

15ページになります。

3款1項1目処理場費、59万1,000円の減。3目施設整備費、62万5,000円の減。1目、3目、精査及び執行残であります。

2項1目処理場費、103万円の減。3目施設整備費、86万5,000円の減。1目、3目いずれも精査及び執行残であります。

16ページをごらんください。

4款1項1目元金、19万円の増。2目利子、65万円の減。町債確定による増減であります。

5款1項1目給与費、82万円の減。精査による減額であります。

17ページをごらんください。

補正予算給与費明細書でございます。

1、一般職、(1)総括。下段の比較欄で説明をいたします。

職員数の変更はございません。

給料55万円の減、職員手当16万6,000円の減、共済費10万4,000円の減、合計で82万円を減額し、補正後、上段になります、2,385万3,000円とするものであります。

以下、19ページまで説明を省略させていただきます。

以上で、議案第14号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第14号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 1 5 号

○議長（渡邊政吉君） 日程第 1 2 議案第 1 5 号平成 2 3 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

老人保健施設すこやか事務長。

○老人保健施設すこやか事務長（清尾昌弘君） 議案第 1 5 号の内容説明を申し上げます。

別冊の別海町介護サービス事業特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

補正予算書の内容説明をいたします。

平成 2 3 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 2 3 年度別海町介護サービス事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3, 5 8 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 1, 5 5 0 万円とする。

2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

次に、2 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正であります。

歳入です。

1 款介護サービス費、1 項で 1, 2 2 2 万 9, 0 0 0 円の減。

2 款使用料及び手数料、1 項で 2 7 3 万 2, 0 0 0 円の減。

3 款財産収入、1 項で 3 2 万円の減。

4 款繰入金、1 項で 2, 0 3 0 万円の減。

6 款諸収入、2 項で 2 1 万 9, 0 0 0 円の減。

歳入合計で 3, 5 8 0 万円を減額し、9 億 1, 5 5 0 万円とするものでございます。

歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項で 2, 0 4 5 万 5, 0 0 0 円の減。

3 款給与費、1 項で 1, 5 3 4 万 5, 0 0 0 円の減。

歳出合計で 3, 5 8 0 万円を減額し、9 億 1, 5 5 0 万円とするものでございます。

次の、歳入歳出予算補正事項別明細書の 1、総括については説明を省略しまして、5 ページの歳入から説明します。

歳入です。款項の金額につきましては説明を省略いたしまして、目の金額を説明いたします。

1 款介護サービス費、1 項 1 目施設介護サービス費 1, 4 1 1 万 9, 0 0 0 円の減は、老人保健施設入所者の減等による補正です。

2 目居宅介護サービス費 1 8 9 万円の増は、老人保健施設の短期入所者と通所サービス利用者の増等による補正です。

次に、6 ページをお開きください。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目施設介護サービス使用料 2 8 8 万 9, 0 0 0 円の減は、老人保健施設入所者の減等による補正です。

2目居宅介護サービス使用料15万7,000円の増は、老人保健施設の通所サービス利用者の増等による補正です。

次に、7ページをお開きください。

3款財産収入、1項1目財産貸付収入32万円の減は、医師及び医療技術員住宅貸付収入の減による補正です。

4款繰入金、1項1目繰入金2,030万円の減は、歳出予算に対する歳入予算超過分を減額補正するものです。

6款諸収入、2項1目雑入21万9,000円の減は、社会保険収入減等による補正です。

次に、9ページをお開きください。

歳出です。

1款介護サービス事業費、1項1目老人保健施設費817万2,000円の減は、執行残や支出見込みの精査による減額補正です。

次に、10ページをお開きください。

2目特別養護老人ホーム費993万5,000円の減は、事業費確定等による減額補正です。

次に、11ページをお開きください。

3目デイサービスセンター費234万8,000円の減は、支出見込みの精査による減額補正です。

次に、13ページをお開きください。

3款給与費、1項1目給与費1,534万5,000円の減は、支出見込みの精査による減額補正です。

次に、15ページをお開きください。

補正予算給与費明細書でございます。

1、一般職、(1)総括。下段の比較の欄で御説明いたします。

職員数は1人減で、訪問看護ステーションの看護師1人減によるものです。

給与費の給料で880万円の減、職員手当で453万5,000円の減、共済費で175万5,000円の減、合計で1,509万円の減額となります。

次の職員手当等の内訳以下につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第15号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第15号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第16号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第13 議案第16号平成23年度別海町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課参事。

○福祉課参事（清水純夫君） 議案第16号の内容説明をいたします。

別冊の平成23年度別海町介護保険特別会計補正予算書、1ページをお開きください。

平成23年度別海町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

平成23年度別海町介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億460万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8,837万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正であります。

まず、歳入です。

3款国庫支出金、1項と2項で2,788万4,000円の減。

4款支払基金交付金、1項で4,717万8,000円の減。

5款道支出金、1項で1,725万4,000円の減。

7款繰入金、1項で1,228万4,000円の減。

歳入合計で、1億460万円を減額し、8億8,837万円とするものです。

次に、4ページをお開きください。

歳出です。

1款総務費、1項と3項で40万円の増。

2款保険給付費、1項で1億500万円の減。

歳出合計で、1億460万円を減額し、8億8,837万円とするものです。

次の事項別明細書の1、総括については説明を省略しまして、7ページの歳入から説明をいたします。

7ページをお開きください。

款項の金額につきましては省略をいたしまして、目の金額で説明をいたします。

3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金2,818万4,000円の減。介護給付費の減によるものです。

2項4目介護保険事業費補助金30万円の増。介護報酬改定によるシステム改修に伴う国からの補助金です。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金4,717万8,000円の減。介護給付費の減によるものです。

8ページをお開きください。

5款道支出金、1項1目介護給付費負担金1,725万4,000円の減。介護給付費の

減によるものです。

7 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1,228 万 4,000 円の減。介護給付費の減による町の負担分の減額です。

次に、9 ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 51 万 5,000 円の増。介護報酬改定によるシステム改修の増と執行残の精査による減額です。

2 目地域支援事業事務費 3 万 6,000 円の減。3 項 2 目認定調査費 7 万 9,000 円の減。いずれも執行残の精査によるものです。

10 ページをお開きください。

2 款保険給付費、1 項 1 目介護サービス費 1 億 1,000 万円の減。12 月給付分までの介護サービス給付費の実績により、今後の支出見込みを推計し減額をするものです。

2 目予防サービス費 500 万円の増。12 月分までの実績により、今後の支出見込みを推計しての増額となります。

以上で、議案第 16 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 16 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第 14 議案第 17 号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第 14 議案第 17 号平成 23 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉部次長。

○福祉部次長（齋藤英彦君） 議案第 17 号の内容説明をいたします。

別冊の別海町後期高齢者医療特別会計予算書の 1 ページをお開き願います。

平成 23 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 23 年度別海町後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 405 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,865 万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

3ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款後期高齢者医療保険料、1項で309万9,000円の減。

2款広域連合支出金、1項で8万6,000円の増。

3款繰入金、1項で173万7,000円の減。

4款繰越金、1項で70万円の増。

歳入合計で405万円を減額し、1億2,865万円とするものでございます。

次に、歳出です。

1款総務費、1項と2項で40万8,000円の減。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項で364万2,000円の減。

歳出合計で405万円を減額し、1億2,865万円とするものでございます。

次の事項別明細書、1の総括は省略させていただきまして、7ページの歳入から説明申し上げます。

2の歳入です。

款項の金額につきましては省略し、目の金額で申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料105万円の減。2目普通徴収保険料204万9,000円の減。保険料につきましては、いずれも本年1月末現在の調定額をもとに、それぞれ増減するものでございます。

2款広域連合支出金、1項1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金8万6,000円の増。これにつきましては、市町村が実施する本制度周知等の広報事業に対する交付金で、市町村の経費的負担を軽減し、後期高齢者医療制度の円滑な運営に資することを目的に、特例交付金として交付されるものでございます。

8ページです。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金173万7,000円の減。これは、市町村の共通経費である広域連合事務費負担金の確定に伴う繰入金64万4,000円の減と町の事務費の執行残による繰入金120万6,000円の減、それから、保険基盤安定繰入金13万3,000円の増。これは、保険料軽減に伴う道負担金の4分の3と町負担金の4分の1の額の確定による増額でございます。

4款繰越金、1項1目繰越金70万円の増。平成22年度の決算額の確定に伴う繰越金でございます。

次に、9ページの歳出に入ります。

3の歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費13万4,000円の減。これは、旅費、需用費等の執行残の精査による減と、歳入で申しました広報事業に係る経費が臨時特例交付金の対象となりましたので、広報紙掲載に要した経費を一般会計繰出金として増額するものでございます。

2項1目徴収費27万4,000円の減、執行残の精査によるものです。

10ページです。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金364万

2,000円の減。これは、広域連合に納付するそれぞれの負担金を増減するものですが、広域連合事務費負担金と保険基盤安定負担金については確定によるものです。保険料負担金につきましては、見込みによる減額でございます。

以上で、議案第17号の説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第17号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第15 議案第18号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第15 議案第18号平成23年度別海町水道事業会計補正予算を議題といたします。

内容について説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（永野寛昭君） 議案第18号平成23年度別海町水道事業会計補正予算について説明いたします。

補正第1号の1ページをごらんください。

平成23年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、総則。

平成23年度別海町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益は、第1項営業収益で445万3,000円の減。第2項営業外収益で209万円を増額し、7億497万2,000円とするものであります。

支出でございます。

第1款水道事業費用は、第1項営業費用で3,035万1,000円の減。第2項営業外費用で131万7,000円を増額し、5億209万円とするものであります。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億535万9,000円は、減債積立金1億3,025万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額814万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億6,696万5,000円で補てんするものとする。

収入でございます。

第1款資本的収入は、第1項工事負担金で380万円を減額し、1,381万円とするものであります。

支出でございます。

第1款資本的支出は、第1項建設改良費で407万6,000円を減額し、3億1,916万9,000円とするものであります。

2ページをごらんください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費で1,009万3,000円の減。

(2) 交際費で5万円を減額して、6,471万1,000円に改めるものであります。

第5条、たな卸資産購入限度額。

たな卸資産の購入限度額1,825万6,000円を1,557万5,000円に改める。

次の3ページ、4ページの平成23年度別海町水道事業会計補正予算実施計画は説明を省略させていただきます。

11ページをごらんください。

平成23年度別海町水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

さきに款項について説明いたしましたので、目で説明をいたします。

収益的収入及び支出の収入です。

1款1項1目給水収益、353万6,000円の増。決算見込みによる増額でございます。

2目受託工事収益、821万5,000円の減。移設工事確定による減額であります。

3目その他の営業収益、22万6,000円の増。決算見込みによる増額であります。

2項1目受取利息及び配当金、64万8,000円の増。2目負担金、135万5,000円の増。3目雑収益、8万7,000円の増。いずれも決算見込みによる増額であります。

12ページをごらんください。

支出です。

1款1項1目原水及び浄水費、667万5,000円の減。精査及び執行残による減額であります。

2目配水及び給水費、114万2,000円の減。精査及び執行残による減額でございます。

3目受託工事費、1,050万7,000円の減。移設工事確定及び執行残による減額であります。

13ページになります。

4目総係費、992万2,000円の減。精査及び執行残による減額でございます。

5目減価償却費、69万6,000円の減。精査による減額であります。

6目資産減耗費、140万9,000円の減。精査による減額でございます。

2項3目消費税及び地方消費税、131万7,000円の増。精査による増額であります。

14ページをごらんください。

資本的収入及び支出の収入です。

1 款 1 項 1 目 工事負担金、3 8 0 万円の減。移設工事確定による減額であります。  
次に、支出でございます。

1 款 1 項 1 目 事務費、1 2 万 1, 0 0 0 円の減。精査による減額でございます。

2 目 施設費、1 2 7 万 4, 0 0 0 円の減。3 目 量水器設置費、2 6 8 万 1, 0 0 0 円の減。いずれも執行残でございます。

戻りまして、5 ページをごらんください。

平成 2 3 年度別海町水道事業会計資金計画でございます。

まず、受入資金。

1、前年度繰越金で、2 2 5 万 6, 0 0 0 円の減。

2、営業収益で、4 4 2 万 2, 0 0 0 円の減。

3、営業外収益で、2 0 9 万円の増。

4、工事負担金で、1 0 9 万 6, 0 0 0 円の減。

5、過年度未収金で、6 5 6 万 8, 0 0 0 円の増。

受入資金の合計ですけれども、合わせまして 8 8 万 4, 0 0 0 円を増額し、受入資金を 3 3 億 6, 4 1 4 万 4, 0 0 0 円とするものであります。

次に、支払資金です。

1、営業費用で、2, 8 2 4 万 7, 0 0 0 円の減。

2、営業外費用で、4 3 万 9, 0 0 0 円の増。

3、建設改良費で、1 3 1 万 5, 0 0 0 円の減。

4 番目を飛ばしまして、5 番目、過年度未払金で 1, 0 1 9 万 3, 0 0 0 円の減。

合わせまして、中段になります、3, 9 3 1 万 6, 0 0 0 円を減額し、支払い資金を 6 億 4, 3 9 9 万 1, 0 0 0 円とするものであります。差し引きで 4, 0 2 0 万円を増額し、2 7 億 2, 0 1 5 万 3, 0 0 0 円とするものでございます。この金額が年度末の現金預金の予定額でございます。

6 ページをごらんください。

補正予算給与費明細書でございます。

1、総括。

下段の比較合計欄で説明をいたします。

職員数一般職 1 名の減、給料で 4 3 0 万 4, 0 0 0 円の減、手当で 3 6 3 万 9, 0 0 0 円の減、法定福利費で 2 1 5 万円を減額し、上段補正額の合計額 6, 4 7 1 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

以下、8 ページまで説明を省略させていただきます。

次に、9 ページをごらんください。

平成 2 3 年度別海町水道事業予定損益計算書でございます。最下段をごらんください。

当年度純利益が 1 億 9, 4 7 3 万 8, 0 0 0 円となる予定でございます。

次の 1 0 ページ、平成 2 3 年度水道事業予定貸借対照表については説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 1 8 号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第 1 8 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第16 議案第39号

○議長（渡邊政吉君） 次に、日程第16 議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（竹中 仁君） 議案第39号の内容説明をいたします。

議案の49ページをお開き願います。

議案第39号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置に関する法律第3条におきまして、辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならないと規定されていることから、同条第9項の規定によりまして、総合整備計画を変更する場合についても同様とされており、計画内容の変更について議会の議決を求めるものでございます。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了していることを申し添えます。

今回、変更いたしますのは、中西別辺地と美原辺地になります。

まず、50ページが中西別辺地です。

中西別辺地の総合整備計画は、平成21年度から平成25年度までの5年間で、今回は第1次の変更となります。

変更の内容は、現計画に集会施設の整備を追加するものです。ページの中段、2の公共的施設の整備を必要とする事情で、ここに集会施設を追加いたします。整備が必要な事情につきましては、住民の交流等に必要となる施設であり、建設から40年以上経過して老朽化が著しく、災害時の避難場所に指定されていることから改築等整備の必要があるというものです。

また、3の公共的施設の整備計画に、集会施設、事業費1億1,600万円を追加いたしまして、変更後の事業費を全施設合計で19億9,774万円といたします。

追加する集会施設、地域集会施設改築事業費の財源内訳につきましては、特定財源を3,350万円、一般財源を8,250万円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を8,240万円とするものです。

次に、51ページ、美原辺地です。

美原辺地の総合整備計画は、平成19年度から平成23年度までの5年間で、今回は第2次の変更です。

変更の内容は、産業農林道に繰越明許といたしました美原東地区農道整備事業の事業費 9,933万7,000円を追加するもので、変更後の産業農林道施設の事業費を9億3,957万7,000円、財源内訳は特定財源を7億885万6,000円、一般財源を2億3,072万1,000円とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を2,170万円追加いたしましたして、2億2,990万円とするものです。

変更後の全施設の事業費合計につきましては、9億7,271万8,000円となります。

以上で、議案第39号の内容説明を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 議案第39号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 討論を終わります。

これから、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は、午前10時から本会議を行います。

議員、管理職の皆様、どうも御苦労さまでございました。

散会 午後 3時05分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員